

光ネットサービス契約約款

(コミュファ光ネット プロバイダ一体型)

2021年1月8日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第1章 総則

第1条(約款の適用)

第2条(約款の変更)

第3条(用語の定義)

第2章 光ネットサービスの種類等

第4条(サービスの種類等)

第3章 光ネットサービスの提供区域

第5条(光ネットサービスの提供区域)

第4章 契約

第6条(契約の単位)

第7条(契約者回線の終端)

第8条(光ネットサービス区域)

第9条(収容サービス取扱局)

第10条(光ネット申込の方法)

第10条の2(削除)

第11条(光ネット申込の承諾)

第12条(基本契約期間)

第12条の2(最低利用期間)

第12条の3(削除)

第12条の4(定期契約期間)

第13条(品目等の変更)

第14条(契約者回線の移転)

第15条(契約者回線の異経路)

第16条(その他の契約内容の変更)

第17条(利用の一時中断)

第18条(譲渡の禁止)

第19条(契約者が行う光ネットサービス契約の解除)

第19条の2(契約者等が行う初期契約解除)

第20条(当社が行う光ネットサービス契約の解除)

第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第22条(その他の提供条件)

第5章 付加機能

第23条(付加機能の提供)

第24条(付加機能の廃止)

第25条(付加機能の利用の一時中断)

第6章 端末設備の提供等

第26条(端末設備の提供)

第 27 条(端末設備の移転)

第 27 条の2(端末設備の取り替え)

第 28 条(端末設備の利用の一時中断)

第 28 条の2(削除)

第 28 条の3(当社が行う端末設備に係る契約の解除)

第 28 条の4(端末設備に係る契約の解除に伴う契約者の義務)

第7章 回線相互接続

第 29 条(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第 30 条(相互接続点の所在場所の変更)

第8章 利用中止等

第 31 条(利用中止)

第 32 条(利用停止)

第9章 通信

第 33 条(通信利用の制限等)

第 10 章 料金等

第 34 条(料金及び工事等に関する費用)

第 35 条(利用料金の支払義務)

第 36 条(工事費の支払義務)

第 37 条(線路設置費の支払義務)

第 37 条の2(手続きに関する料金の支払義務)

第 37 条の3(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第 38 条(債権の譲渡)

第 39 条(料金の計算方法等)

第 40 条(割増金)

第 41 条(延滞利息)

第 11 章 保守

第 42 条(契約者の維持責任)

第 43 条(契約者の切分責任)

第 44 条(修理又は復旧の順位)

第 12 章 損害賠償

第 45 条(責任の制限)

第 46 条(免責)

第 13 章 雑則

第 47 条(承諾の限界)

第 48 条(利用に係る契約者の義務)

第 49 条(契約者以外の者の利用に係る義務)

第 50 条(サービスの提供範囲等)

第 51 条(契約者回線等の設置場所の提供等)

第 51 条の2(契約者の氏名等の通知)

- 第 51 条の3(協定事業者からの通知)
- 第 51 条の4(契約者に係る情報の利用)
- 第 51 条の5(個人情報の共同利用)
- 第 52 条(法令に規定する事項)
- 第 53 条(注意喚起)
- 第 54 条(技術的事項及び技術資料の閲覧)
- 第 55 条(閲覧)

別記

- 1 光ネットサービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 電気通信設備の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 光ネットサービスにおける禁止事項
- 12 技術資料の項目
- 13 削除
- 14 管轄裁判所
- 15 情報提供
- 16 削除
- 17 削除
- 18 特定情報サービス
- 19 特定情報サービスに係る免責

別表

料金表

通則

第1表 料金

第2表 工事に関する費用

第3表 附帯サービスに関する料金

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、この光ネットサービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより光ネットサービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(注)本条のほか、当社は、光ネットアクセスサービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ネットサービスに関する業務を行う当社の事業所
サービス取扱所	(1) 光ネットサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光ネットサービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
光ネットサービス契約	当社から光ネットサービスの提供を受けるための契約
光ネット申込	光ネットサービス契約の申込み
申込者	光ネットサービス契約の申込みをした者
契約者	当社と光ネットサービス契約を締結している者
契約者回線	光ネットサービス契約に基づいてサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と光ネットサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回

	線
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内にあるもの
ホームゲートウェイ	契約者回線の終端に接続され、当社が光電話サービス契約約款に基づいて提供する光電話サービス(以下「光電話サービス」といいます。)の音声その他の音響の伝送を仲介するための機能及びブロードバンドルータ機能を提供する端末設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
收容サービス取扱局	その契約者回線の收容される取扱局交換設備が設置されているサービス取扱局
技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱等
引込線	契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ(分岐装置)から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路
利用の一時中断	光ネットサービス又は付加機能に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
光ネットサービス利用権	契約者が光ネットサービス契約に基づいて、光ネットサービスの提供を受ける権利
光ネットサービスの料金等	この約款の規定により契約者に支払っていただく料金及び費用等
サービスを全く利用できない状態	光ネットサービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
区域外線路	收容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域を越える地点から引込柱までの線路
ホームページ開設	契約者がホームページを使用してサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積又は再生等を行うこと
電子メール	メールアドレスを利用してサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は再生等を行うこと
固定IPアドレスサービス	IPアドレスを固定して利用するサービス
集合住宅	長屋建(二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっている形式の住宅をいいます。)又は共同住宅(一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下又は階段などを共用している形式の住宅や二つ以上の住宅を重ねて建てた住宅をいいます。)

利用サービスの変更	光ネットサービスの解除の通知を行うと同時に当社が別に定める光ネットアクセスサービス契約約款に基づいて提供する光ネットアクセスサービス(以下「光ネットアクセスサービス」といいます。)の申込みを行い、同一の場所で当該電気通信サービスの提供を受けること、又は、光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に光ネット申込を行い、同一の場所で当該電気通信サービスの提供を受けること
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光ネットサービスの種類等

(光ネットサービスの種類等)

第4条 光ネットサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス

2 光ネットサービスには、料金表に規定する品目及び提供の形態による区別並びに区分等があります。

3 削除

第3章 光ネットサービスの提供区域

(光ネットサービスの提供区域)

第5条 当社の光ネットサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の光ネットサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の光ネットサービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表第1表(料金)に定めるところにより提供します。

(光ネットサービス区域)

第8条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより光ネットサービス区域を設定します。

(收容サービス取扱局)

第9条 契約者回線の取扱局交換設備は、それぞれ次の收容サービス取扱局に收容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	收容サービス取扱局
1 契約者回線の終端のある場所が光ネットサービス区域内となるもの	その光ネットサービス区域内のサービス取扱局であって、当社が指定するもの
2 契約者回線の終端のある場所が光ネットサービス区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣のサービス取扱局であって、当社が指定するもの

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及び光ネットサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の收容サービス取扱局を変更することがあります。

(光ネット申込の方法)

第10条 光ネットの申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をサービス取扱所に提出(電磁的方法による提出を含みます。)又はインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 光ネットサービスの品目等

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) その他光ネット申込の内容を特定するための事項

第10条の2 削除

(光ネット申込の承諾)

第 11 条 光ネット契約は、光ネット申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その光ネット申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものかは、当社は申込者に開示しないものとします。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 光ネットサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (3) 申込者が光ネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) その他光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(基本契約期間)

第 12 条 光ネットサービスについては、料金表第 1 表(料金)の定めるところにより基本契約期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第 1 表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 第 19 条の 2(契約者等が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除が適用されるとき。
- (2) 第 21 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第 1 項の規定により光ネットサービス契約が解除になるとき。

(最低利用期間)

第 12 条の 2 光ネットサービスについては、料金表第 1 表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第 1 表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 第 19 条の 2(契約者等が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除が適用されるとき。
- (2) 第 21 条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第 1 項の規定により光ネットサービス契約が解除になるとき。

第 12 条の 3 削除

(定期契約期間)

第 12 条の 4 光ネットサービスには、料金表第 1 表(料金)の定めるところにより定期契約期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第 1 表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定により光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(品目等の変更)

第13条 契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところにより光ネットサービスの品目等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は第11条(申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第14条 契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は第11条(申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社はその契約者回線を第9条(收容サービス取扱局)第1項に規定する收容サービス取扱局以外の当社が指定する收容サービス取扱局の取扱局交換設備に收容することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第16条 当社は、契約者から請求があったとき(別記2及び別記3に定める変更を含みます。)は、第10条(光ネット申込の方法)第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(光ネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断(その契約者回線に係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(譲渡の禁止)

第18条 契約者は、光ネットサービス利用権を第三者に譲渡することはできません。

(契約者が行う光ネットサービス契約の解除)

第19条 契約者は、光ネットサービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項により、光ネットサービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときは、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

3 光ネットサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第2表(工事に関する費用)に定める工事費の支払いを要します。

(契約者等が行う初期契約解除)

第 19 条の 2 契約者等(新たに光ネットサービス契約(以下この条において「新規契約」といいます。)の申込みをする者又は光ネットサービス契約の内容変更(以下この条において「変更契約」といいます。)を請求する契約者をいいます。以下この条において同じとします。)は、事業法施行規則第 22 条の 2 の 7 第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面(対象契約(新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。)を締結したときに、事業法第 26 条の 2 の第 1 項に基づき当社が契約者等に交付した書面(同条第 2 項の規定により提供するものを含まず。)をいいます。以下この条において同じとします。)を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により、対象契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この場合において、契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じません。
- 3 光ネットサービスの提供にかかる工事等の着手後に初期契約解除が適用された場合は、契約者等は、料金表第 1 表(料金)に規定する額及び当該契約者回線等の解除までに生じた利用料金の支払いを要します。
- 4 前項の場合において、契約者等が所有又は占有する敷地、家屋若しくは、構築物等などの回復旧を要するとき場合には、契約者等にその復旧に要する費用を負担していただきます。
- 5 第 3 項の場合において、契約者回線等の設置に伴い、特別な工事を要する場合には、料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定する額を支払っていただきます。

(当社が行う光ネットサービス契約の解除)

第 20 条 当社は、第 32 条(利用停止)の規定により光ネットサービスの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、光ネットサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第 32 条(利用停止)第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 32 条(利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで光ネットサービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その光ネットサービス契約を解除することがあります。
 - (1) 契約者が光ネット申込にあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - (2) 契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (3) 光ネットサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 契約者が、当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなったサービス等に係る料金その他の債務を支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) その他光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前三項の規定により光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 5 第 1 項、第 2 条又は第 3 項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復

旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

- 6 光ネットサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第2表(工事に関する費用)に定める工事費の支払いを要します。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第 21 条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、光ネットサービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 22 条 光ネットサービス契約に関するその他の提供条件については、別記2、3、5、6、7、8、9、11、14 及び 15 に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第 23 条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、その光ネットサービスについて、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- （1）付加機能の提供を請求した契約者が、光ネットサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - （2）付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等、光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日を付加機能の提供を開始した日とします。

（付加機能の廃止）

第 24 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- （1）その付加機能の提供を受けている契約者から、光ネットサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- （2）料金表に別段の定めがあるとき。

（付加機能の利用の一時中断）

第 25 条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 26 条 当社は、光ネットサービスの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により料金表第 1 表(料金)に定めるところにより提供します。

2 前項の請求があったときは、第 11 条(光ネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 当社は第 1 項の規定により提供するホームゲートウェイが、契約者回線に接続されている場合においてその状態の監視及び光ネットサービスの利用に必要な設定を遠隔にて行います。契約者は、これを承諾していただきます。

(端末設備の移転)

第 27 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、第 11 条(光ネット申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 第 1 項の移転にかかる工事費用は、契約者に支払っていただきます。

(端末設備の取り替え)

第 27 条の 2 当社は、端末設備の提供後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は端末設備を修理し又は取り替えるものとします。

ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、契約を解除できるものとします。

(端末設備の利用の一時中断)

第 28 条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第 28 条の 2 削除

(当社が行う端末設備に係る契約の解除)

第 28 条の 3 当社は次のいずれかに該当するときは、端末設備に係る契約を解除することがあります。この場合、契約者は速やかに当該端末設備の返還を行うものとします。

(1) 端末設備の料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。

(2) 契約者が光ネットサービスの契約を解除されたとき。

(3) 料金表に別段の定めがあるとき。

2 当社は、前項の規定により端末設備に係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(端末設備に係る契約の解除に伴う契約者の義務)

第 28 条の 4 契約者は第 28 条の 3(当社が行う端末設備に係る契約の解除)に定める端末設備に係る契約の解除等その他の理由により端末設備に係る契約が終了した場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちに端末設備を当社に返還するものとします。この場合、端末設備の返還費用は、契約者自身で負担するものとします。

2 契約者が返還義務の履行を怠った場合は、契約者は当社に対して第 48 条(利用に係る契約者の義務)第 2 項に規定する費用を支払うものとします。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第29条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。

3 契約者は、前二項に規定する接続について、第1項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、第1項及び第2項に規定する接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面によりサービス取扱所に通知していただきます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第30条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、光ネットサービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第 31 条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 前条(相互接続点の所在場所の変更)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第 33 条(通信利用の制限等)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 32 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間((1)の場合は、その光ネットサービスの料金等が支払われるまでの間)、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 光ネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の光ネットサービス契約の光ネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 48 条(利用に係る契約者の義務)又は第 49 条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって光ネットサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第 33 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
- 4 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像などを掲載するWebサイト(児童ポルノアドレスリストに基づきます。)について、契約者が当該Webサイトを閲覧する場合に、事前に通知することなく、当該Webサイトの閲覧を制限する場合があります。
- 5 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。
- 6 前二項の規定により契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

(注)本条に規定する閲覧できない状況に置くとは、児童ポルノ画像などを閲覧できなくするように、アクセスしようとする通信を強制的に遮断する措置を示しています。

第10章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第 34 条 当社が提供する光ネットサービスの料金は、利用料金、手続きに関する料金及び附帯サービスに関する料金とし、料金表第1表(料金)及び第3表(附帯サービスに関する料金)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

2 当社が提供する光ネットサービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

3 光ネット申込に基づき、当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日を光ネットサービスの提供を開始した日とします。

ただし、契約者が現に契約している光ネットサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネット申込をし、当社がそれを承諾した場合は、当該光ネットサービスの工事を完了した日を光ネットサービスの提供を開始した日とします。

(支払義務の免除)

第 34 条の2 当社は、約款その他当社が特別に定める場合を除き、料金表第1表(料金)に定める利用料金およびその他関連する一切の支払義務について免除しないものとします。

(利用料金の支払義務)

第 35 条 契約者は、光ネットサービス契約に基づいて、当社が光ネットサービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備等についてはその提供を開始した日)から起算して、光ネットサービス契約の解除があった日(付加機能又は端末設備等についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める利用料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光ネットサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金(その光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)の支払いは、次によります。

(1) 第 17 条(利用の一時中断)の規定、第 25 条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第 28 条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第 32 条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大 12 料金月若しくは当社が特別に定める期間の料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 前号のほか、契約者は、次の場合を除き、光ネットサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限りま

<p>部が全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。</p>	<p>す。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光ネットサービスについての利用料金(一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。)</p>
<p>2 移転に伴って、光ネットサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合により光ネットサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその光ネットサービスについての利用料金。</p>

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定に係らず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第36条 契約者は、光ネット申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

(線路設置費の支払義務)

第37条 契約者は、次の場合には、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する線路設置費を支払っていただきます。ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2)以外の場合

- ア 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる光ネット申込をし、その承諾を受けたとき。
- イ 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる契約者回線について、光ネットサービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- ウ 移転後の契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、光ネットサービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 37 条の 2 契約者は、光ネットサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表(料金)に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

(附帯サービスに関する料金の支払義務)

第 37 条の 3 契約者は、光ネットサービスに係る附帯サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表(附帯サービスに関する料金)に規定する附帯サービスに関する料金を支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第 38 条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第 39 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 40 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の 2 倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 41 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合(閏年についても 365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあつた場合は、この限りではありません。

2 第 19 条の 2 項(契約者等が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務(延滞利息を除きます。)に対する延滞利息については前項の規定に関わらず、商法(明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号)第 514 条に定める商事法定利率に基づき計算します。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第 45 条 当社は、光ネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ネットサービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光ネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の光ネットサービスの利用料金（その光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表(料金)に規定する利用料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により光ネットサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第 46 条 当社は、光ネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、別表に定める光ネットサービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、契約者が光ネットサービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。

4 当社は、契約者が光ネットサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

5 当社は、契約者が電子メール又はホームページ開設のために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。

- 6 契約者が光ネットサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 7 当社は、当社及び当社以外が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、遺失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第 47 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 48 条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社に光ネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

(5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

(6) 当社が別に定める台数を超えて光ネットサービスを同時に使用できる自営端末設備を設置しないこと。

(7) 当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(8) 他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で光ネットサービスを利用しないこと。

(9) 別記 11 に定める禁止事項に抵触しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したとき、若しくは電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装置種別	費用の額 (1装置・1回につき)
------	---------------------

カテゴリー3におけるプラン1の回線終端装置、カテゴリー3におけるプラン2-3の回線終端装置、カテゴリー3におけるプラン2-2の配線設備多重装置の宅内側装置、及びホームゲートウェイ	21,000 円
---	----------

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第 49 条 契約者は、当社が光ネットサービス契約に基づき設置した契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第 42 条(契約者の維持責任)

イ 第 43 条(契約者の切分責任)

ウ 別記6(自営端末の設備の接続)

エ 別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記8(自営電気通信設備の接続)

カ 別記9(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(サービスの提供範囲等)

第 50 条 当社は、この約款の規定による光ネットサービスを本邦内に限り提供します。

- 2 当社が提供する光ネットサービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
- 3 契約者は、当社が別に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第 51 条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第 51 条の2 当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者(協定事業者からの請求については、その協定事業者と光ネットサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名、住所及び契約者連絡先電話番号をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第51条の3 契約者は、当社が、光ネットサービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第51条の4 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、光ネットサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(個人情報の共同利用)

第51条の5 契約者は、契約者に係る氏名、住所、連絡先電話番号及び生年月日並びに締結した光ネットサービス契約の内容及び契約状況等を、別に定める協定事業者が当社と提携して行う料金の割引等の提供、案内等に必要範囲で、当社とその協定事業者との間で、当社の管理において共同利用することについて承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第52条 光ネットサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記6から10に定めるところによります。

(注意喚起)

第53条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第54条 光ネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、光ネットサービスを利用する上で参考となる、別記12に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(閲覧)

第 55 条 サービス取扱所この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、
閲覧に供します。

別記

1 光ネットサービスの提供区域

光ネットサービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1)の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が光ネットサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内にお

いて、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号。以下「工事担任者規則」といいます。)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するように維持します。

11 光ネットサービスにおける禁止事項

契約者は、光ネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為。
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付行為の広告を行う行為。

- (8) 法令を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)若しくは連鎖販売取引(マルチ商法)を開設し、又はこれを勧誘する行為)。
- (9) 光ネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 他人になりすまして光ネットサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (17) 違法行為(けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為。
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為。
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
- (21) インターネット異性紹介事業(出会い系サイト)の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (23) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (25) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
- (26) その他、法令に違反する行為。
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為。

12 技術資料の項目

<p>自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件</p>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件 |
|---|

13 削除

14 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

15 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

16 削除

17 削除

18 特定情報サービス

- (1) 当社は、契約者から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス(当社が別に定める情報サービス(ソフトウェアの利用を含む)のうち、当社以外の者が、提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る特定情報利用者識別符号(特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)をその契約者に付与します。
- (2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- (3) 契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、有料情報サービス(特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。)の利用に係る情報サービス料(当社が別に定める料金とします。以下同じとします。)の課金を行います。
- (5) 当社は、情報サービス料については、その有料情報サービスの利用に係る光ネットサービスの利用料金に適用される料金月(料金表通則の1に規定するものとします。)ごとに集計のうえ、その契約者に請求します。
- (6) (4)及び(5)の場合において、当社が課金及び請求する情報サービス料は、当社の機器により計算します。
- (7) 当社が別に定める期間が経過しても徴収できない情報サービス料については、有料情報サービス提供者が回収することがあります。
- (8) 当社は、特定情報サービスの提供者(以下「特定情報提供者」といいます。)からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等をその特定情報提供者に通知することがあります。

19 特定情報サービスに係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害につい

ては、責任を負いません。

別表 光ネットサービスにおける基本的な技術的事項

光ネットサービス

品目	物理的条件	相互接続回路
30Mb/s、100Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T準拠
300Mb/s、1Gb/s		IEEE802.3ab 1000BASE-T準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T準拠
5Gb/s、10Gb/s		IEEE802.3an 10GBASE-T準拠

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光ネットサービスの料金及び工事に関する費用は、この光ネットサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその光ネットサービス契約に基づき支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が光ネットサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める利用料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日(光ネットサービスの提供の開始(付加機能又は端末設備等についてはその提供の開始)があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日(光ネットサービス契約の解除(付加機能又は端末設備等についてはその廃止)があったとき。
 - (3) 料金月の初日に光ネットサービスの提供を開始(付加機能又は端末設備等についてはその提供の開始)し、その日に光ネットサービス契約の解除又は付加機能若しくは端末設備等の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日(光ネットサービスの種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第35条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 3の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第35条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金、工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金、工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

10 当社は、当社が請求することとなる料金、工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

11 第 35 条(利用料金の支払義務)から第 37 条の3(附帯サービスに関する料金の支払義務)までの規定により料金表に定める料金、工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 11 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注2) この料金表において消費税相当額込(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用については、消費税相当額込に定める額に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容														
(1) 品目等	ア 光ネットサービスには、次の品目があります。														
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td>最大30Mbit/sの符号化伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sの符号化伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300Mb/s</td> <td>最大300Mbit/sの符号化伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Gb/s</td> <td>最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Gb/s</td> <td>最大5Gbit/sの符号化伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Gb/s</td> <td>最大10Gbit/sの符号化伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	30Mb/s	最大30Mbit/sの符号化伝送が可能なもの	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号化伝送が可能なもの	300Mb/s	最大300Mbit/sの符号化伝送が可能なもの	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの	5Gb/s	最大5Gbit/sの符号化伝送が可能なもの	10Gb/s	最大10Gbit/sの符号化伝送が可能なもの
	品目	内容													
	30Mb/s	最大30Mbit/sの符号化伝送が可能なもの													
	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号化伝送が可能なもの													
	300Mb/s	最大300Mbit/sの符号化伝送が可能なもの													
	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの													
	5Gb/s	最大5Gbit/sの符号化伝送が可能なもの													
	10Gb/s	最大10Gbit/sの符号化伝送が可能なもの													
	備考														
	1 30Mb/s、300Mb/s、1Gb/sの品目においては、カテゴリ3のプラン1及びプラン2-3に限り、提供します														
	2 削除														
	3 100Mb/sの品目においては、カテゴリ3のプラン2-1及びプラン2-2に限り、提供します。														
	4 5Gb/s及び10Gb/sの品目においては、カテゴリ3のプラン1及びプラン2-3のタイプ2、タイプ3及びタイプ4に限り、提供します。														
	イ 光ネットサービスには、次表のとおり提供の形態による区別があります。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区別</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">カテゴリ3</td> <td>当社がホームゲートウェイを設置し、提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	カテゴリ3	当社がホームゲートウェイを設置し、提供するもの											
区別	内容														
カテゴリ3	当社がホームゲートウェイを設置し、提供するもの														
ウ 光ネットサービスには、次表のとおり各カテゴリにおいて提供の形態による区分があります。															
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1</td> <td>プラン2以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2</td> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プラン</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-1</td> <td>当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供するもののうち、プラン2-2とプラン2-3以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-2</td> <td>当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-3</td> <td>当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	プラン1	プラン2以外のもの	プラン2	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プラン</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-1</td> <td>当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供するもののうち、プラン2-2とプラン2-3以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-2</td> <td>当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-3</td> <td>当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	内容	プラン2-1	当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供するもののうち、プラン2-2とプラン2-3以外のもの	プラン2-2	当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの	プラン2-3	当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの	
区分	内容														
プラン1	プラン2以外のもの														
プラン2	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プラン</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-1</td> <td>当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供するもののうち、プラン2-2とプラン2-3以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-2</td> <td>当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プラン2-3</td> <td>当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	内容	プラン2-1	当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供するもののうち、プラン2-2とプラン2-3以外のもの	プラン2-2	当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの	プラン2-3	当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの						
プラン	内容														
プラン2-1	当社が契約者グループ(当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。以下同じとします。)を設定して提供するもののうち、プラン2-2とプラン2-3以外のもの														
プラン2-2	当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、配線設備多重装置を設置するもの														
プラン2-3	当社が契約者グループを設定して提供するもののうち、建物の共用部分に分岐装置を設置し、各契約者回線にそれぞれ回線終端装置を設置するもの														
備考															
1 プラン2のプラン2-1及びプラン2-2については、1契約者グループに係る契約者回線の数が8以上となるもの、プラン2のプラン2-3については、1契約者グループに係る契約者回線の数が4以上となるものに限り提供します。															
2 1契約者グループには、プラン2-1、プラン2-2及びプラン2-3とを同時に適用することはできません。															

	<p>エ 光ネットサービスのカテゴリ-3には、次表のとおり種別があります。</p> <table border="1" data-bbox="411 246 1311 622"> <tr><td>種別</td></tr> <tr><td>タイプ1</td></tr> <tr><td>タイプ2</td></tr> <tr><td>タイプ3</td></tr> <tr><td>タイプ4</td></tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1 タイプ1及びタイプ2の適用を受けている契約者は、タイプ1及びタイプ2に係る品目等の変更を請求することはできません。</td> </tr> <tr> <td>2 当社は、契約者からの新たな申出に基づくタイプ1及びタイプ2の適用を行いません。</td> </tr> </table>	種別	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	備考	1 タイプ1及びタイプ2の適用を受けている契約者は、タイプ1及びタイプ2に係る品目等の変更を請求することはできません。	2 当社は、契約者からの新たな申出に基づくタイプ1及びタイプ2の適用を行いません。			
種別												
タイプ1												
タイプ2												
タイプ3												
タイプ4												
備考												
1 タイプ1及びタイプ2の適用を受けている契約者は、タイプ1及びタイプ2に係る品目等の変更を請求することはできません。												
2 当社は、契約者からの新たな申出に基づくタイプ1及びタイプ2の適用を行いません。												
(2) 光ネットサービス区域の設定	<p>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、光ネットサービスの需要と供給の見込み等を考慮して光ネットサービス区域を設定します。</p>											
(3) 基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	<p>ア 光ネットサービス(タイプ1及びタイプ2に限る)については、最低利用期間があるもの及び異経路によるものを除いて基本契約期間があります。</p> <p>イ 基本契約期間は光ネットサービスの提供を開始した日より2年間(閏年の日を含む期間についても730日、以下同じとします)とします。</p> <p>ウ 利用サービスの変更があった場合は、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係る基本契約期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスに係る基本契約期間の起算日とします。</p> <p>エ 契約者は、基本契約期間内に光ネットサービス契約を解除した場合は、第35条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="418 1205 1305 1393"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>品目</th> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">カテゴリ-3 (タイプ1及びタイプ2)</td> <td>30Mb/s</td> <td rowspan="4">契約解除料</td> <td rowspan="4">27,000円</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> </tr> <tr> <td>300Mb/s</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> </tr> </tbody> </table>	区別	品目	区分	支払いを要する額	カテゴリ-3 (タイプ1及びタイプ2)	30Mb/s	契約解除料	27,000円	100Mb/s	300Mb/s	1Gb/s
区別	品目	区分	支払いを要する額									
カテゴリ-3 (タイプ1及びタイプ2)	30Mb/s	契約解除料	27,000円									
	100Mb/s											
	300Mb/s											
	1Gb/s											
(4) 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる場合の定額利用料の加算額の適用	<p>契約者回線の終端がその收容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の定額利用料の加算額は、契約者回線のうち、区域外線路について適用します。</p>											
(5) 契約者回線が異経路となる場合の定額利用料	<p>ア 区域外線路について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>											

の加算額の適用																									
(6) 回線終端装置及び屋内配線の加算額の適用	回線終端装置及び屋内配線の利用料は、定額利用料の基本額に含みます。																								
(7) ホームゲートウェイの加算額の適用	ホームゲートウェイ利用料は、カテゴリ3に係る定額利用料の基本額に含みます。																								
(8) 復旧等に伴い収容サービス取扱局又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容サービス取扱局又はその経路を変更した場合の定額利用料(異経路の線路に係る加算額を含みます。)は、その契約者回線を変更前の収容サービス取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。																								
(9) 電子メールに係る料金等の取り扱い	<p>当社は、契約者から電子メールの利用の請求があった場合は、次により取り扱います。</p> <p>ア 当社は、1契約者回線につき、次の数のメールアドレスを割り当てます。</p> <table border="1" data-bbox="411 1048 1289 1167"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>5のメールアドレス</td> <td>20のメールアドレス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1メールアドレスについて蓄積できる通信の情報量は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="411 1205 1289 1323"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>5Gbyte</td> <td>5Gbyte</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 1メールアドレスについて蓄積できる通信の保存期間は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="411 1361 1289 1480"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリ3</td> <td>365日間</td> <td>無制限</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は、蓄積された電子メールの読み出しの有無に係わらず保存期間経過後、消去します。</p> <p>オ この欄による電子メールの利用に係る料金は2(料金額)に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>カ メールアドレスの追加、蓄積できる通信の保存期間の増減を行った場合は、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは当該月の最も多く利用した数に係る利用料の支払いを要します。また、利用日数に応じた日割はいたしません。</p> <p>キ 当社は、光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者のメールアドレスを変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ク 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。)について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、契約者からの転送機能を継続して行うことについて、光ネットサービスの提供に重大な支障があると当社が認める場合は、当社はその契約者</p>	区別	内容		標準数	最大数	カテゴリ3	5のメールアドレス	20のメールアドレス	区別	内容		標準数	最大数	カテゴリ3	5Gbyte	5Gbyte	区別	内容		標準数	最大数	カテゴリ3	365日間	無制限
区別	内容																								
	標準数	最大数																							
カテゴリ3	5のメールアドレス	20のメールアドレス																							
区別	内容																								
	標準数	最大数																							
カテゴリ3	5Gbyte	5Gbyte																							
区別	内容																								
	標準数	最大数																							
カテゴリ3	365日間	無制限																							

	<p>からの電子メールの転送を停止することがあります。</p> <p>ケ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(ウの規定により電子メールの消去を行ったことに伴い発生する損害及びカの規定により現に蓄積している通信の情報の転送の停止又は消去、若しくは電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。</p> <p>コ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>				
(10) 削除	削除				
(11) 削除	削除				
(12) 削除	削除				
(13) 削除	削除				
(14) 削除	削除				
(15) 契約者グループの契約者回線数に関する料金の適用	<p>ア プラン2の契約者グループの契約者回線(ただし当社が別に定める電気通信サービスの契約者回線を含みます。)の数が暦月の末日において次表の左欄となった場合には、そのことを当社がその契約者回線に係る契約者全員に通知した日の属する料金月より、その契約者グループについては、定額利用料から同表の右欄に規定する額を減額(以下この欄において「大口割引」といいます。)します。</p> <table border="1" data-bbox="427 875 1241 981"> <thead> <tr> <th>契約者グループの 契約者回線数</th> <th>定額利用料の減額 (1契約者回線ごとに月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12以上見込まれるもの</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 大口割引を適用している契約者グループの暦月の末日における契約者回線数が2ヶ月間連続して、上記アの表の左欄に該当しなくなった場合には、そのことを当社がその契約者回線に係る契約者全員に通知した日以降に起算日が到来する料金月から、その契約者グループには大口割引を適用しません。</p> <p>ウ 既に大口割引を適用している契約者グループへ新たに加わった契約者が光ネットサービスの提供を開始した場合、光ネットサービス開始日の属する料金月より大口割引の減額を適用し、利用日数に応じて日割りします。</p> <p>エ 大口割引を適用している契約者グループに属する契約者が(22)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰ又は(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用を受けている場合は、継続利用経過期間による定額利用料の減額後の料金額に、大口割引を適用します。</p> <p>オ 大口割引を適用している契約者グループに属する契約者が光ネットサービス契約を解除した場合、解除のあった日の属する料金月については、大口割引による減額はその利用日数に応じて日割ります。</p>	契約者グループの 契約者回線数	定額利用料の減額 (1契約者回線ごとに月額)	12以上見込まれるもの	500円
契約者グループの 契約者回線数	定額利用料の減額 (1契約者回線ごとに月額)				
12以上見込まれるもの	500円				
(16) 電子メールに係るウイルスチェック機能及び迷惑メール対策機能の取り扱い	<p>ア 当社は、光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メール(別に定める契約者に係る電子メールを除きます。以下本欄において同じとします。)に含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。)について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除等を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、このソフトウェアに係るウイルスパターンファイル(コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 当社は、光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールについて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メールについて、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報及び、件名に迷惑メールであることを付記する事や、契約者へ迷</p>				

	<p>惑メールの配送の防止等を行います。</p> <p>ウ 本機能は、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェック及び迷惑メール対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>												
(17) 削除	削除												
(18) パソコン向けセキュリティ対策サービスに係る料金等の適用	<p>ア セキュリティ対策サービスを利用する場合には、2(料金額)に規定する付加機能利用料のセキュリティ対策サービス利用料を適用します。</p> <p>ただし、契約する区別により提供するセキュリティ対策サービスの内容が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>提供サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー3</td> <td>トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(1OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が別に定めるところ及びトレンドマイクロ株式会社とのエンドユーザライセンス契約によります。</p> <p>ウ カテゴリー3に係るものについては、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき(当該月にそのセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったときを除きます。)</td> <td>当該月分の利用料の支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td>(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき</td> <td>当該月分の利用料の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルス検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル(ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスのみとします。</p> <p>オ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>カ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については責任を負わないものとします。</p>	区 別	提供サービス	カテゴリー3	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(1OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの		トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	区 分	利用料の取扱い	(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき(当該月にそのセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったときを除きます。)	当該月分の利用料の支払いを要しません。	(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。
区 別	提供サービス												
カテゴリー3	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(1OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの												
	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(3OS分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの												
区 分	利用料の取扱い												
(ア) セキュリティ対策サービスの提供の開始があったとき(当該月にそのセキュリティ対策サービスの利用の廃止があったときを除きます。)	当該月分の利用料の支払いを要しません。												
(イ) セキュリティ対策サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。												
(19) 削除	削除												
(20) 削除	削除												
(21) 削除	削除												

(22) 定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用
(ステップ割)

ア 当社は、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この欄において「定期継続利用」といいます。)の申し出を行ったカテゴリ-3(タイプ1に係るものに限ります。)の契約者(ただし、第 17 条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者は除きます。)に対し、定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰを適用します。

イ 定期継続利用契約期間は、定期継続利用の申し出のあった日の翌料金月の1日(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む 731 日目未満の場合は、光ネットの利用期間が 731 日目となる日を含む月の翌料金月の1日とします。)から、その料金月の 35 か月後の料金月までをもって満了となります。

ウ 当社は、イの規定により定期継続利用契約期間が満了した場合は、定期継続利用の申し出をした契約者より申し出がない限り、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に定期継続利用契約期間を更新します。ただし、定期継続利用契約期間の更新の回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)は2回までとします。

エ 当社は、アに規定する定期継続利用契約期間において、エに規定する定期継続利用契約期間の更新回数に応じ、定期利用料について、次表の右欄に定める定額利用料の減額を適用いたします。

継続して利用する期間	更新回数	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日若しくは更新日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	0回	定額利用料に 0.05 を乗じて得た額
	1回	定額利用料に 0.07 を乗じて得た額
	2回	定額利用料に 0.10 を乗じて得た額

オ 当社は、ウの規定により更新回数が2回となり定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、定期継続利用契約期間を満了した場合、定期継続利用契約期間を満了した時点の定額利用料の減額を定期継続利用契約期間満了日以降についても適用します。

カ アに規定する定期継続利用契約期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

キ エに規定する減額の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。

ク 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。

ケ 第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者においては、エに規定する定額利用料の減額は適用しません。

コ 利用サービスの変更に伴い、契約者から定期継続利用の継続の申出があった場合は、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係る定期継続利用契約期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスに係る定期継続利用契約期間の起算日とします。

サ 定期継続利用契約期間の満了前に定期継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合(カテゴリ-3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。))の全ての品目へ変更を行った場合を除く。)には、5,000円を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

	<p>シ 定期継続利用の申し出については、1の契約者回線につき1の申し出に限ります。ただし、継続期間の満了前に定期継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。</p> <p>ス 料金割引Ⅰの適用された契約者においてカテゴリ3(タイプ3及びタイプ4に係るもの)に限ります。)の全ての品目に変更を行った場合、料金割引Ⅰは廃止となります。</p>											
(23) 削除	削除											
(24) 複合利用割引の適用 (ギガテレビ割)	<p>ア 当社は、光ネットサービス契約者がイに定める条件を満たす場合には、その光ネットサービス契約に係る利用料の基本額について、2(料金額)2-1-1に規定する額から439円の割引を適用します。</p> <p>イ 複合利用割引が適用となるのは、次のいずれかの条件に適合した場合となります。</p> <p>(1) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ1に係るもの)の1Gb/sの品目のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスを申込みした者。</p> <p>(2) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ1に係るもの)の30Mb/s、100Mb/s、300Mb/sの品目のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ1に係るもの)の1Gb/sの品目のプラン1に変更を行った場合。</p> <p>(3) 平成24年6月1日付改定の前の約款に定めるカテゴリ1のプラン1、及びカテゴリ2のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ1に係るもの)の1Gb/sの品目のプラン1に変更を行った場合。</p> <p>ウ 複合利用割引は、以下の日より割引を適用いたします。</p> <p>(1) イの(1)の条件を満たす契約者に対しては、光電話サービスの月額基本料、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの利用料の適用が開始した日よりアの割引を適用します。</p> <p>(2) イの(2)及び(3)の条件を満たす契約者に対しては、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ1に係るもの)の1Gb/sの品目のプラン1に変更を行った日よりアの割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引に係る光ネットサービス契約の解除又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、光サービス契約の解除があった日又はイに規定する条件を満たさなくなった日より、複合利用割引を終了します。</p>											
(25) 初期契約解除の適用	<p>ア 当社は、第19条の2(契約者等が行う初期契約解除)の規定により初期契約解除が適用される場合には、次表に定める料金額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="399 1646 1305 2011"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額 (1の契約ごとに)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)</td> <td>契約者回線等の設置等に係る工事の実施前であって、工事の日程を確定した場合(標準工事)</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(イ)</td> <td>契約者回線等の設置等に係る工事の実施後であって、初期契約解除可</td> <td>光ネットサービスの区分がプラン1に係るもの 25,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>光ネットサービスの区分がプラン2に係るもの 23,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		料金額 (1の契約ごとに)	(ア)	契約者回線等の設置等に係る工事の実施前であって、工事の日程を確定した場合(標準工事)	2,700円	(イ)	契約者回線等の設置等に係る工事の実施後であって、初期契約解除可	光ネットサービスの区分がプラン1に係るもの 25,700円		光ネットサービスの区分がプラン2に係るもの 23,700円
区分		料金額 (1の契約ごとに)										
(ア)	契約者回線等の設置等に係る工事の実施前であって、工事の日程を確定した場合(標準工事)	2,700円										
(イ)	契約者回線等の設置等に係る工事の実施後であって、初期契約解除可	光ネットサービスの区分がプラン1に係るもの 25,700円										
		光ネットサービスの区分がプラン2に係るもの 23,700円										

	<table border="1"> <tr> <td>能な期間の場合</td> <td>の</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ウ) 品目などの変更にかかる場合</td> <td></td> <td>3,000 円</td> </tr> </table>	能な期間の場合	の		(ウ) 品目などの変更にかかる場合		3,000 円				
能な期間の場合	の										
(ウ) 品目などの変更にかかる場合		3,000 円									
	<p>イ 当社は、第2(手続きに関する料金)及び第2表(工事に関する費用)に定める額が既に支払われている場合は、アに定める料金額を請求しません。</p> <p>ウ 当社は、アに定める額を超えて第2(手続きに関する料金)及び第2表(工事に関する費用)に定める額が既に支払われている場合は、その差額を契約者に返還します。</p>										
(26) 定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)	<p>ア 当社は、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この欄において「定期継続利用」といいます。)の申し出を行ったカテゴリ3(タイプ2に係るものに限ります。)契約者(ただし、第 17 条(利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者は除きます。)に対し、定期継続利用契約期間に係る割引Ⅱを適用します。</p> <p>イ 定期継続利用契約期間は、定期継続利用の申し出のあった日の翌料金の1日(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む 731 日目未満の場合は、光ネットの利用期間が 731 日目となる日を含む月の翌料金の1日とします。)から、その料金の 35 か月後の料金月までをもって満了となります。</p> <p>ウ 当社は、イの規定により定期継続利用契約期間が満了した場合は、定期継続利用の申し出をした契約者より申し出がない限り、満了日の翌日(以下「更新日」といいます。)に定期継続利用契約期間を更新します。</p> <p>エ 当社は、アに規定する定期継続利用契約期間において、エに規定する定期継続利用契約期間の更新回数に応じ、定期利用料について、次表の右欄に定める定額利用料の減額を適用いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>継続して利用する期間</th> <th>更新回数</th> <th>定額利用料の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">継続利用の申出のあった日若しくは更新日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで</td> <td>0回</td> <td>定額利用料に 0.05 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>1回</td> <td>定額利用料に 0.08 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2回以上</td> <td>定額利用料に 0.10 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ アに規定する定期継続利用契約期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。</p> <p>カ エに規定する減額の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。</p> <p>キ 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。</p> <p>ク 第 17 条(利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を受けている契約者においては、エに規定する定額利用料の減額は適用しません。</p> <p>ケ 利用サービスの変更に伴い、契約者から定期継続利用の継続の申出があった場合は、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係る定期継続利用契約期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスに係る定期継続利用契約期間の起算日とします。</p> <p>コ 定期継続利用契約期間の満了前に定期継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合(カテゴリ3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の全ての品目へ変更を行った場合を除く。)には、5,000 円を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。</p> <p>サ 定期継続利用の申し出については、1の契約者回線につき1の申し出に限りま</p>	継続して利用する期間	更新回数	定額利用料の減額	継続利用の申出のあった日若しくは更新日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	0回	定額利用料に 0.05 を乗じて得た額	1回	定額利用料に 0.08 を乗じて得た額	2回以上	定額利用料に 0.10 を乗じて得た額
継続して利用する期間	更新回数	定額利用料の減額									
継続利用の申出のあった日若しくは更新日から起算して、その日を含む月の翌料金月から 35 か月後の料金月の末日まで	0回	定額利用料に 0.05 を乗じて得た額									
	1回	定額利用料に 0.08 を乗じて得た額									
	2回以上	定額利用料に 0.10 を乗じて得た額									

	<p>す。ただし、継続期間の満了前に定期継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。</p> <p>シ 料金割引Ⅱの適用された契約者においてカテゴリ3(タイプ3及びタイプ4に係るもの)に限ります。)の全ての品目に変更を行った場合、料金割引Ⅱは廃止となります。</p>
(27) 複合利用割引Ⅱの適用(ギガトリプル割)	<p>ア 当社は、光ネットサービス契約者がイに定める条件を満たす場合には、その光ネットサービス契約に係る利用料の基本額について、2(料金額)2-1-1に規定する額から410円の割引を適用します。</p> <p>イ 複合利用割引Ⅱが適用となるのは、次のいずれかの条件に適合した場合となります。</p> <p>(1) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ2及びタイプ3に係るもの)の1Gb/s及び5Gb/sの品目のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスを申込みした者。</p> <p>(2) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ1に係るもの)の30Mb/s、100Mb/s、300Mb/s及び1Gbp/sの品目のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ2及びタイプ3に係るもの)の1Gb/s、5Gb/s及び10Gb/sの品目のプラン1に変更を行った場合。</p> <p>(3) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ2に係るもの)の30Mb/s、100Mb/s、300Mb/sの品目のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ2およびタイプ3に係るもの)の1Gb/s及び5Gb/sの品目のプラン1に変更を行った場合。</p> <p>(4) 平成24年6月1日付改定の前の約款に定めるカテゴリ1のプラン1、及びカテゴリ2のプラン1の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ2及びタイプ3に係るもの)の1Gb/s及び5Gb/sの品目のプラン1に変更を行った場合。</p> <p>ウ 複合利用割引Ⅱは、以下の日より割引を適用いたします。</p> <p>(1) イの(1)の条件を満たす契約者に対しては、光電話サービスの月額基本料、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの利用料の適用が開始した日よりアの割引を適用します。</p> <p>(2) イの(2)、(3)及び(4)の条件を満たす契約者に対しては、2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ2及びタイプ3に係るもの)の1Gb/s及び5Gb/sの品目のプラン1に変更を行った日よりアの割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引Ⅱに係る光ネットサービス契約の解除又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、光ネットサービス契約の解除があった日又はイに規定する条件を満たさなくなった日より、複合利用割引Ⅱを終了します。</p>
(28) 複合利用割引Ⅲの適用(10ギガダブル割)	<p>ア 当社は、光ネットサービス契約者がイに定める条件を満たす場合には、その光ネットサービス契約に係る利用料の基本額について、2(料金額)2-1-1に規定する額から50円の割引を適用します。</p> <p>イ 複合利用割引Ⅲが適用となるのは、以下の条件に適合した場合となります。</p> <p>(1) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3(タイプ3及びタイプ4に係るもの)の10Gb/sの品目のプラン1及びプラン2-3の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービスを申込みをした場合。</p> <p>(2) 2(料金額)2-1-1 カテゴリ1、カテゴリ2及びカテゴリ3の</p>

	<p>30Mb/s、100Mb/s、300Mb/s、1Gbp/s 及び5Gb/s の品目の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/s の品目のプラン1及びプラン2-3に変更を行った場合。</p> <p>ウ 複合利用割引Ⅲは、以下の日より割引を適用いたします。</p> <p>(1) イの(1)の条件を満たす契約者に対しては、光電話サービスの月額基本料の適用が開始した日よりアの割引を適用します。</p> <p>(2) イの(2)の条件を満たす契約者に対しては、2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/s の品目に変更を行った日よりアの割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引Ⅲに係る光ネットサービス契約の解除又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、光ネットサービス契約の解除があった日又はイに規定する条件を満たさなくなった日より、複合利用割引Ⅲを終了します。</p>
<p>(29) 複合利用割引Ⅳの適用 (10 ギガトリプル割)</p>	<p>ア 当社は、光ネットサービス契約者がイに定める条件を満たす場合には、その光ネットサービス契約に係る利用料の基本額について、2(料金額)2-1-1に規定する額から410円の割引を適用します。</p> <p>イ 複合利用割引Ⅳが適用となるのは、次のいずれかの条件に適合した場合となります。</p> <p>(1) 2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/s の品目のプラン1及びプラン2-3の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスを申込みした場合。</p> <p>(2) 2(料金額)2-1-1 カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリー3の30Mb/s、100Mb/s、300Mb/s、1Gbp/s および5Gb/s の契約者のうち、当社が別に提供する光電話サービス、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/s の品目のプラン1及びプラン2-3に変更を行った場合。</p> <p>ウ 複合利用割引Ⅳは、以下の日より割引を適用いたします。</p> <p>(1) イの(1)の条件を満たす契約者に対しては、光電話サービスの月額基本料、光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの利用料の適用が開始した日よりアの割引を適用します。</p> <p>(2) イの(2)の条件を満たす契約者に対しては、2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/s の品目に変更を行った日よりアの割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引Ⅳに係る光ネットサービス契約の解除又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、光ネットサービス契約の解除があった日又はイに規定する条件を満たさなくなった日より、複合利用割引Ⅳを終了します。</p>
<p>(30) 複合利用割引Ⅴの適用 (10 ギガスマートホーム割)</p>	<p>ア 当社は、光ネットサービス契約者がイに定める条件を満たす場合には、その光ネットサービス契約に係る利用料の基本額について、2(料金額)2-1-1に規定する額から740円の割引を適用します。</p> <p>イ 複合利用割引Ⅴが適用となるのは、以下の条件に適合した場合となります。</p> <p>(1) 2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/s の品目のプラン1及びプラン2-3の契約者のうち、コミュファ光スマートホームご利用規程に定める「コミュファ光スマートホーム」を申込みをした場合。</p> <p>(2) 2(料金額)2-1-1 カテゴリー1、カテゴリー2及びカテゴリー3の30Mb/s、100Mb/s、300Mb/s、1Gbp/s 及び5Gb/s の品目の契約者のうち、コミュファ光スマートホームご利用規程に定める「コミュファ光スマートホーム」の提供を受けている者が、2(料金額)2-1-1 カテゴリー3(タイプ</p>

	<p>3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/sの品目のプラン1及びプラン2-3に変更を行った場合。</p> <p>ウ 複合利用割引Vは、以下の日より割引を適用いたします。</p> <p>(1) イの(1)の条件を満たす契約者に対しては、コミュファ光スマートホームの月額基本料の適用が開始した日よりAの割引を適用します。</p> <p>(2) イの(2)の条件を満たす契約者に対しては、2(料金額)2-1-1 カテゴリー-3(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の10Gb/sの品目に変更を行った日よりAの割引を適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引Vに係る光ネットサービス契約の解除又はイに規定する条件を満たさなくなった場合には、光ネットサービス契約の解除があった日又はイに規定する条件を満たさなくなった日より、複合利用割引Vを終了します。</p>								
(31) 定期契約期間の適用	<p>ア 2(料金額)2-1-1 カテゴリー-3に係る品目(タイプ3に係るものに限ります。)については、定期契約期間があります。</p> <p>イ 定期契約期間はカテゴリー-3に係る品目の提供を開始した日(その定期契約期間がエの規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。)を含む料金月(以下「起算月」といいます。)から起算して、25料金月が経過することとなる料金月(以下「満了月」といいます。)の末日をもって満了となります。</p> <p>ウ 光ネットアクセスサービス契約約款の料金表に規定する2(料金額)2-1-1 カテゴリー-3に係る品目(タイプ3に係るものに限ります。)の契約者について、利用サービスの変更により光ネットサービスに規定するカテゴリー-3に係る品目の提供を行う場合は、当社は、解除があった光ネットアクセスサービスに係る定期契約期間の起算月を、新たに提供する光ネットサービスに係る定期契約期間の起算月とします。</p> <p>エ 当社は、イの規定により定期契約期間が満了した場合は、満了月の翌月(以下「更新月」といいます。)に定期契約期間を更新します。</p> <p>オ 2(料金額)2-1-1 カテゴリー-3に係る品目(タイプ3に係るものに限ります。)の契約者は、満了月、満了月の翌料金月及び満了月の翌々料金月の3ヶ月の更新期間以外の月に光ネットサービス契約を解除した場合は、第35条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="416 1339 1305 1451"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>品目</th> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カテゴリー-3</td> <td>タイプ3</td> <td>契約解除料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区別	品目	区分	支払いを要する額	カテゴリー-3	タイプ3	契約解除料	10,000円
区別	品目	区分	支払いを要する額						
カテゴリー-3	タイプ3	契約解除料	10,000円						
(32) 機器利用料適用期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	<p>ア 光ネットサービスのうち、2(料金額)2-1-1 カテゴリー-3に係る品目(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)については、機器利用料適用期間があります。</p> <p>イ 機器利用料適用期間は光ネットサービスの提供を開始した月の翌月より36ヵ月間とします。</p> <p>ウ 利用サービスの変更があった場合、当社は、解除があった光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスに係る機器利用料適用期間の起算日を、新たに提供する光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスに係る機器利用料適用期間の起算日とします。</p> <p>エ 契約者は、機器利用料適用期間内に光ネットサービス契約を解除した場合は、第35条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="582 1960 1396 1993"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額						
区分	支払いを要する額								

			利用開始月	25,000 円
			1 ヲ月	25,000 円
			2 ヲ月	24,290 円
			3 ヲ月	23,596 円
			4 ヲ月	22,902 円
			5 ヲ月	22,208 円
			6 ヲ月	21,514 円
			7 ヲ月	20,820 円
			8 ヲ月	20,126 円
			9 ヲ月	19,432 円
			10 ヲ月	18,738 円
			11 ヲ月	18,044 円
			12 ヲ月	17,350 円
			13 ヲ月	16,656 円
			14 ヲ月	15,962 円
			15 ヲ月	15,268 円
			16 ヲ月	14,574 円
			17 ヲ月	13,880 円
		機器利用料適用 期間	18 ヲ月	13,186 円
			19 ヲ月	12,492 円
			20 ヲ月	11,798 円
			21 ヲ月	11,104 円
			22 ヲ月	10,410 円
			23 ヲ月	9,716 円
			24 ヲ月	9,022 円
			25 ヲ月	8,328 円
			26 ヲ月	7,634 円
			27 ヲ月	6,940 円
			28 ヲ月	6,246 円
			29 ヲ月	5,552 円
			30 ヲ月	4,858 円
			31 ヲ月	4,164 円
			32 ヲ月	3,470 円
			33 ヲ月	2,776 円
			34 ヲ月	2,082 円
			35 ヲ月	1,388 円
			36 ヲ月	694 円
			37 ヲ月以降	0 円

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

区別	種別	品目	区分	料金額 (1契約者回線 ごとに月額)		
カテゴリー3	タイプ1	30Mb/s	プラン1に係るもの (ホーム 30)	3,809 円		
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (マンションF 30)	3,809 円	
		100Mb/s	プラン2に係るもの	プラン2-1 (マンションL 100)	3,600 円	
				プラン2-2 (マンションV 100)	3,200 円	
		300Mb/s	プラン1に係るもの (ホーム 300)		4,742 円	
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (マンションF 300)	4,742 円	
		1Gb/s	プラン1に係るもの (ホーム 1ギガ)		5,219 円	
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (マンションF1 ギガ)	5,219 円	
		タイプ2	30Mb/s	プラン1に係るもの (30メガホーム)		3,810 円
				プラン2に係るもの	プラン2-3 (30メガマンションF)	3,810 円
	100Mb/s		プラン2に係るもの	プラン2-1 (100メガマンションL)	3,680 円	
				プラン2-2 (100メガマンションV)	3,680 円	
	300Mb/s		プラン1に係るもの (300メガホーム)		4,750 円	
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (300メガマンションF)	4,750 円	
	1Gb/s		プラン1に係るもの (1ギガホーム)		5,250 円	
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (1ギガマンションF)	5,250 円	
	5Gb/s		プラン1に係るもの (5ギガホーム)		5,700 円	
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (5ギガマンションF)	5,700 円	
	10Gb/s	プラン1に係るもの (10ギガホーム)		6,050 円		
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (10ギガマンションF)	6,050 円		

タイプ3	30Mb/s	プラン1に係るもの (30M ホーム)		3,810 円	
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (30M マンションF)	3,810 円	
	100Mb/s	プラン2に係るもの	プラン2-1 (100M マンションL)		3,680 円
			プラン2-2 (100M マンションV)		3,680 円
	300Mb/s	プラン1に係るもの (300M ホーム)		4,750 円	
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (300M マンションF)	4,750 円	
	1Gb/s	プラン1に係るもの (1G ホーム)		5,250 円	
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (1G マンションF)	5,250 円	
	5Gb/s	プラン1に係るもの (5G ホーム EX)		5,700 円	
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (5G マンションF EX)	5,700 円	
	10Gb/s	プラン1に係るもの (10G ホーム EX)		6,050 円	
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (10G マンションF EX)	6,050 円	
	タイプ4	30Mb/s	プラン1に係るもの (30M ホーム 自動更新なし)		5,310 円
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (30M マンションF 自動更新なし)	5,310 円
100Mb/s		プラン2に係るもの	プラン2-1 (100M マンションL 自動更新なし)		4,780 円
			プラン2-2 (100M マンションV 自動更新なし)		4,780 円
300Mb/s		プラン1に係るもの (300M ホーム 自動更新なし)		6,250 円	
		プラン2に係るもの	プラン2-3 (300M マンションF 自動更新なし)	6,250 円	
1Gb/s	プラン1に係るもの (1G ホーム 自動更新なし)		6,750 円		
	プラン2に係るもの	プラン2-3 (1G マンションF 自動更新なし)	6,750 円		

		5Gb/s	プラン1に係るもの (5G ホーム EX 自動更新なし)		7,200 円
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (5G マンションF EX 自動更新なし)	7,200 円
		10Gb/s	プラン1に係るもの (10G ホーム EX 自動更新なし)		7,550 円
			プラン2に係るもの	プラン2-3 (10G マンションF EX 自動更新なし)	7,550 円
備考					
1 削除					
2 削除					
3 通信の着信先は同時に1つまでとしていただきます。					
4 削除					
5 削除					

2-1-2 加算額

(1) 端末設備に係る加算額

料金種別		料金額 (1装置ごとに月額)	
配線設備多重装置利用料(マンションV)	契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置される端末設備であって、DSL方式により1配線設備において他の電気通信事業者の電話サービス等と光ネットサービスに係る通信を同時に利用できる機能を有する装置		400円
機器利用料	全ての品目における契約者回線を利用するために必要となる機器及び伝送設備(タイプ3及びタイプ4に限る)	光ネットサービス利用開始日を含む料金月	0円
		光ネットサービス利用開始日を含む料金月の翌月	710円
		光ネットサービス利用開始日を含む料金月の翌々月から36ヵ月後の料金月まで	694円
		光ネットサービス利用開始日を含む料金月の37ヵ月後以降	0円

備考

- 1 配線設備多重装置は、カテゴリ3におけるプラン2-2に係る契約に限り提供します。
- 2 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離若しくは設備状況等により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する場合又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。
- 3 配線設備多重装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 4 削除
- 5 削除
- 6 第1項から第3項までについては、配線設備多重装置利用料(マンションV)に限り適用します。
- 7 2(料金額)2-1-1 カテゴリ3の全ての品目(タイプ3及びタイプ4に係るものに限ります。)の光ネット申込をした契約者(光ネット申込をした時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が定期契約期間に満たないことが明らかでない契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポート Plus の申込みをした場合に限り、機器利用料を710円減額します。ただし、710円を減額した後の機器利用料が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる場合((3)に該当する場合を除きます。)の加算額

料 金 種 別	料 金 額 (1契約者回線につき100mまでごとに月額)
区域外線路	1,500円

(3) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

料 金 種 別	料 金 額
異経路の線路	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の計算方法については、当社が指定するサービス取扱所において閲覧に供します。

2-2 付加機能利用料

2-2-1 削除

2-2-2 パソコン向けセキュリティ対策サービス利用料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(10S分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1契約者ごとに	定額利用料の基本額に含みます。
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティ対策ソフトウェア「ウイルスバスター クラウド月額版(30S分)」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1申込みごとに	420円

2-2-3 電子メールサービス利用料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
-----	-----	-----------

メールアドレス追加利用料	標準数を越えて利用する場合で、1メールアドレス追加ごとに	100 円
メール保存期間延長利用料	標準数を越えて利用する場合で、1メールアドレスでの利用につき	無料

2-2-4 削除

2-2-5 削除

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>ア 当社が光ネット申込を承諾し、申込者と光ネットサービス契約の締結を行うとき、2(料金額)に規定する契約事務手数料を適用します。ただし、光ネットサービスの提供を開始する前にその光ネットサービス契約の解除があった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、契約者からの請求により、契約者回線等の利用の一時中断を行うとき、2(料金額)に規定する契約事務手数料を適用します。なお、利用の一時中断の期間が経過し再び利用を開始するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 当社は、契約者からの請求により、品目等の変更、利用サービスの変更、付加機能の提供、既に提供している付加機能の内容の変更を行うとき、2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。</p> <p>エ 当社は、契約者からの請求により、契約者回線等の移転を行うとき、2(料金額)に規定する移転事務手数料を適用します。</p> <p>オ 契約者は、その光ネットサービスに関する料金について、請求書(振込用紙)によって支払うときは、当社が別に定める場合を除き、2(料金額)に規定する請求書送付手数料を適用します。 なお、適用の単位は1料金月内の送付を合算して1送付とします。</p> <p>カ 当社は契約者からの請求により、契約者回線の移転を行うとき、2(料金額)に規定する変更事務手数料の支払いを要しません。</p>
(2) 手続きに関する料金の減額適用	<p>当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。</p>

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1契約ごとに	700円
変更事務手数料	1変更ごとに	3,000円
移転事務手数料	1契約ごとに	700円
請求書送付手数料	1送付ごとに	300円
備考 削除		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用																							
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費を合計して算定します。																						
(2) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び付加機能工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の工事について適用します。																						
	工事の区分	適用																					
	ア 交換機等工事費	サービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。																					
	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事について適用します。																					
	ウ 屋内配線工事費	引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。																					
エ 機器工事費	配線設備多重装置の工事について適用します。																						
(3) 契約者回線の移転及び同一住所での建物建替えの場合の工事費の減額適用	<p>ア 当社は、契約者からの請求により、契約者回線の移転を行うときは、2(工事費の額)に規定する工事費について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、次表に定める移転先の品目、区分及び条件ごとに、工事費の総額から次表の右欄に定める額を減額します。ただし、25,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>区分及び条件</th> <th>減額工事費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">30Mb /s</td> <td>プラン1に係るものかつ当社が別に提供する光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの契約者(住居が集合住宅以外の契約者に限ります。)</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>プラン1に係るものかつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者(住居が集合住宅の契約者に限ります。)</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>プラン2に係るもの</td> <td>プラン2-3かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">100Mb /s</td> <td rowspan="4">プラン2に係るもの</td> <td>プラン2-1</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>プラン2-1かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>プラン2-2</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td>プラン2-2かつ当社が別に提供する光電話サ</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		品目	区分及び条件	減額工事費	30Mb /s	プラン1に係るものかつ当社が別に提供する光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの契約者(住居が集合住宅以外の契約者に限ります。)	14,000 円	プラン1に係るものかつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者(住居が集合住宅の契約者に限ります。)	14,000 円	プラン2に係るもの	プラン2-3かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者	14,000 円	100Mb /s	プラン2に係るもの	プラン2-1	22,000 円	プラン2-1かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者	25,000 円	プラン2-2	22,000 円	プラン2-2かつ当社が別に提供する光電話サ	25,000 円
品目	区分及び条件	減額工事費																					
30Mb /s	プラン1に係るものかつ当社が別に提供する光テレビ伝送サービス及び光テレビ放送サービスの契約者(住居が集合住宅以外の契約者に限ります。)	14,000 円																					
	プラン1に係るものかつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者(住居が集合住宅の契約者に限ります。)	14,000 円																					
	プラン2に係るもの	プラン2-3かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者	14,000 円																				
100Mb /s	プラン2に係るもの	プラン2-1	22,000 円																				
		プラン2-1かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者	25,000 円																				
		プラン2-2	22,000 円																				
		プラン2-2かつ当社が別に提供する光電話サ	25,000 円																				

		プラン2-3	22,000 円
	プラン2に係るもの	プラン2-3かつ当社が別に提供する光電話サービスの契約者	25,000 円
	<p>イ 本減額適用を受ける場合、ウに定める最低利用期間があります。</p> <p>ウ 最低利用期間は、移転工事が完了した日を起算日として起算日を含め 730 日目までとします。</p> <p>エ 契約者は、最低利用期間内に光ネットサービスを解約した場合には、アの定めるところにより減額した工事費を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>オ 当社は、契約者からの請求により、契約者回線の移転を行うとき、2(工事費の額)に規定する契約者回線等の廃止に係る工事費について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から 12,000 円を減額します。ただし、12,000 円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。</p>		
(4) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。		
(5) 契約者回線等の廃止に係る工事費の適用	光ネットサービス契約の解除に伴い、当社が提供する契約者回線等を廃止する工事について適用します。		
(6) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。		

2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額
交換機等工事費		1契約者回線ごとに	3,000 円
回線終端装置工事費		1契約者回線ごとに	8,000 円
屋内配線工事費		1契約者回線ごとに	14,000 円
端末設備工事費	プラン2-2の場合	1契約者回線ごとに	無料
契約者回線等の廃止に係る工事費	タイプ1の場合	1契約者回線ごとに	10,000 円
	タイプ2、タイプ3及びタイプ4の場合	1契約者回線ごとに	12,000 円

備考

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 同一建物内における屋内配線及び回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。
- 3 カテゴリー3に係る契約者回線に適用します。
- 4 30Mb/s、100Mb/s、300Mb/s 及び 1Gb/s の品目(タイプ2に係るものに限りです。)の光ネット申込をした契約者(光ネット申込をした時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポート Plus の申込みをした場合に限り、カテゴリー3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- 5 全ての品目(タイプ3及びタイプ4に係るものに限りです。)の光ネット申込をした契約者(光ネット申込をした時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が定期契約期間に満たないことが明らかな契約者及び、第19条の2(契約者等が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除が適用される場合を除きます。)において、カテゴリー3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに光ネットサービス契約を締結して、同一場所で光ネットサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">線路設置費の額 (残額がある時に限ります。)</div> <div style="margin-right: 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">新たに提供を受ける光ネットサービスの線路設置費の額</div> <div style="margin-right: 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端が光ネットサービス区域外となる場合(契約者回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。</p>
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア その收容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域内において新設した線路</p> <p>イ その收容サービス取扱局が所在する光ネットサービス区域を越える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額

2-1 2-2以外の場合

区 分	線路設置費の額 (1契約者回線につき区域外線路100mまでごとに)
線路設置費	100,000円

2-2 契約者回線が異経路となる場合

区 分	線路設置費の額
線路設置費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 附帯サービスに関する料金の適用	<p>ア 契約者からの請求により、その光ネットサービスに関する料金について、利用明細書の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する明細書送付手数料を適用します。</p> <p>イ 契約者からの請求により、その光ネットサービスに関する料金について、口座振替のお知らせ等の発行を受けたときは、2(料金額)に規定する口座振替送付手数料を適用します。</p>

2 料金額

区 分	単 位	料金額
明細書送付手数料	1料金月ごとに	200円
口座振替送付手数料	1料金月ごとに	200円
備考 上記の手数料には郵送料(実費)を含みます。		

附則

附則(平成14年10月25日ひ力発第1号、第2号)

(実施期日)

第1条 この約款は、平成14年11月1日から実施します。ただし、光ネットサービスの提供開始は平成14年11月27日からとします。

(特例措置)

第2条 平成14年11月1日から平成14年11月26日までの間に光ネット申込をし、かつ平成15年3月31日までに光ネットサービスの提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金について、提供開始日より1ヶ月間無償とします。なお、1ヶ月間とは、提供開始日が属する暦月の日数をいいます。

(2) プラン1のタイプ1及びタイプ2に係る新規契約に伴う工事費について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から10,000円を減額します。

附則(平成14年11月20日ひ力発第3号、第4号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成14年11月27日から実施します。

(特例措置)

第2条 前条にかかわらず、附則(平成14年10月25日ひ力発第1号、第2号)第2条を次のとおり変更し、平成14年11月1日から適用します。

(特例措置)

第2条 平成14年11月1日から平成15年1月15日までの間に光ネット申込をし、かつ平成15年4月30日までに光ネットサービスの提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 利用料金について、提供開始日より1ヶ月間無償とします。なお、1ヶ月間とは、提供開始日が属する暦月の日数をいいます。

(2) プラン1のタイプ1及びタイプ2に係る新規契約に伴う工事費について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から10,000円を減額します。

附則(平成15年3月12日ひ力発第10号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成15年3月20日から実施します。

(特例措置)

第2条 前条にかかわらず、附則(平成14年11月20日ひ力発第3号、第4号)第2条は、なお効力を有するものとする。

2 平成15年3月20日から平成15年5月10日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みま

す。)を除きます。)、及び平成 15年3月19日以前に光ネット申込をし、平成15年3月20日以降にサービス提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))を除きます。))には次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1)プラン1のタイプ1、タイプ2及びタイプ3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2)プラン2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から9,000円を減額します。ただし、9,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3)プラン1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間(当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。))は無償とします。

3 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成15年6月3日ひ力発第6号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成15年6月10日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成15年6月10日から平成15年8月20日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))を除きます。)、及び平成15年6月9日以前に光ネット申込をし、平成15年6月10日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1)プラン1のタイプ1、タイプ2及びタイプ3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31

日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)プラン2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から9,000円を減額します。ただし、9,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)プラン1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間(当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。)は無償とします。

2 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成15年7月25日ひ力発第15号、第16号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成15年8月1日から実施します。ただし、固定IPアドレスサービスの提供開始は平成15年9月1日からとします。

附則(平成15年8月14日ひ力発第21号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成15年8月21日から実施します。

(特例措置)

第2条 前条にかかわらず、附則(平成15年6月3日ひ力発第6号)第2条を次のとおり変更し、平成15年6月10日から適用します。

(特例措置)

第2条 平成15年6月10日から平成15年9月30日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))を除きます。)、及び平成15年6月9日以前に光ネット申込をし、平成15年6月10日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)プラン1のタイプ1、タイプ2及びタイプ3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5

時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から9,000円を減額します。ただし、9,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間(当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。)は無償とします。

2 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成15年10月9日ひ力発第27号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成15年10月16日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成15年10月16日から平成16年1月30日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)、及び平成15年10月16日以前に光ネット申込をし、平成15年10月16日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、無償とします。

(注) 引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事等特別な工事を要する場合には、当該の実費を支払っていただきます。

(2) プラン1及びプラン2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日から1ヶ月間(当該提供開始日の属する月の暦日数により算定します。)は無償とします。

2 契約者は、前項の特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成16年1月21日ひ力発第32号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年2月1日から実施します。

附則(平成16年1月26日ひ力発第35号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年2月2日から実施します。

附則(平成16年2月10日ひ力発第37号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年2月16日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成16年2月16日から平成16年5月14日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)、及び平成16年2月15日以前に光ネット申込をし、平成16年2月16日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。

(注) ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。

2 前項の特例措置を受ける契約者に限り、最低利用期間を2ヶ月間(当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。)とします。

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、プラン2-1のタイプ2又はプラン2-2のタイプ2を適用している契約者グループに属する契約者については、光ネットサービスの提供を開始した日の翌料金月もプラン2-1のタイプ1又はプラン2-2のタイプ1の料金額を適用します。
- 4 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則(平成16年2月23日ひ力発第39号)

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年4月19日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年6月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成16年6月1日から平成16年9月30日までの間に光ネット申込をした契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)、及び平成16年5月31日以前に光ネット申込をし、平成16年6月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、本条に定める場合をのぞき、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を

減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) プラン1のタイプ1の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日の翌料金月から12ヶ月間は1,420円を減額します。ただし、本減額を適用する期間内に、当該光ネットサービス契約の解除があった場合には、解除があった日を含む料金月については本減額をその利用日数に応じて日割します。

なお、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ2へ変更した場合は本項第4号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成16年6月1日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する料金月まで受けることができます。ただし、契約変更(解除及び新規契約を含む)のあった料金月における定額利用料の減額は利用日数に応じて日割します。

- (4) プラン1のタイプ2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日の翌料金月から12ヶ月間は1,500円を減額します。ただし、本減額を適用する期間内に、当該光ネットサービス契約の解除があった場合には、解除があった日を含む料金月については本減額をその利用日数に応じて日割します。

なお、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ1へ変更した場合は本項第3号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成16年6月1日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する料金月まで受けることができます。ただし、契約変更(解除及び新規契約を含む)のあった料金月における定額利用料の減額は利用日数に応じて日割します。

- (5) プラン1のタイプ3及びプラン2の定額利用料について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。

(注) ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン1のタイプ3及びプラン2に属する契約者に限り、最低利用期間を2ヶ月間(当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者については、光ネットサービスの提供を開始した日の翌料金月については(15)欄により定額利用料を減額しません。
- 4 第1項第3号又は第4号の特例措置を受ける契約者が料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を受ける場合は、(14)欄による定額利用料の減額後の料金額に特例措置を適用します。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(経過措置)

第3条 平成16年5月31日までに光ネット申込をした契約者は、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用の申出があり、かつ、同欄の適用に限り長期継続利用期間が満了しているものとみなします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年10月18日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年1月31日までに光ネット申込をし、平成16年10月18日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、本条に定める場合をのぞき、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日を行い、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1のタイプ1に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間(365日とします。)に限り、1料金月毎に1,420円を減額します。ただし、次に定める場合(別に定める場合を除きます。)には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ2へ変更した場合は本項第4号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成16年10月18日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

(4)プラン1のタイプ2に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間(365日とします。)に限り、1料金月毎に1,500円を減額します。ただし、次に定める場合(別に定める場合を除きます。)には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ1へ変更した場合は本項第3号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成16年10月18日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

(5)プラン1のタイプ3の定額利用料(ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。

(6)プラン2の定額利用料(ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン1のタイプ3に属する契約者については最低利用期間を2ヶ月間(当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。)とします。また、前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン2に属する契約者については最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

4 第1項第3号又は第4号の特例措置を受ける契約者が料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を受ける場合は、(14)欄による定額利用料の減額後の料金額に特例措置を適用します。

5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成16年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年1月12日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年2月10日から実施します。

第2条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年2月14日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年5月10日までに光ネット申込をし、平成17年2月14日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、本条に定める場合をのぞき、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)プラン1のタイプ1に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間(365日とします。))に限り、1料金月毎に1,420円を減額します。ただし、次に定める場合(別に定める場合を除きます。))には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ2へ変更した場合は本項第4号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成17年2月14日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受ける

ことができます。

(4)プラン1のタイプ2に係る定額利用料について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む1年間(365日とします。)に限り、1料金月毎に1,500円を減額します。ただし、次に定める場合(別に定める場合を除きます。)には本減額をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日に当該契約の提供を開始したとき。

イ 料金月の初日以外の日に当該契約の種類等を変更したとき。

ウ 料金月の初日以外の日に当該契約を解除したとき。

エ 料金月の末日以外の日に本減額の期間が終了したとき。

また、本減額を適用する期間内に、当該契約をプラン1のタイプ1へ変更した場合は本項第3号の特例措置を、また、当該契約の解除の通知と同時に当社が提供する光ネットアクセスサービスのプラン1のタイプ1への申込みがあった場合は光ネットアクセスサービス契約約款における附則(平成17年2月14日)第2条第1項第3号の特例措置を、当該契約において本減額を適用する期間まで受けることができます。

(5)プラン1のタイプ3の定額利用料(ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間は無償とします。

(6)プラン2の定額利用料(ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料を除きます。)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン1のタイプ3に属する契約者については最低利用期間を2ヶ月間(当該提供開始日の属する月及び翌月の暦日数により算定します。)とします。また、前項の特例措置を受ける契約者のうちプラン2に属する契約者については最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

4 第1項第3号又は第4号の特例措置を受ける契約者が料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を受ける場合は、(14)欄による定額利用料の減額後の料金額に特例措置を適用します。

5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年6月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年8月19日までに光ネット申込をし、平成17年6月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解約し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時

点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

第3条 平成17年5月31日までに料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄(長期継続利用申出に係る料金の適用)を申し込まれた契約者については、次の特例措置を実施します。

(1) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄のアを次のとおり読み替えます。

ア 当社は、契約者から次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この欄において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、申出のあった日の翌料金月(光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、光ネットサービスの提供を開始した日(以下この欄において「サービス開始日」といいます。)とします。)から、長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の12ヶ月後の料金月の末日まで(光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、サービス開始日から365日後までとします。)、定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)に限り、以下この欄においては同じとします。)について、同表

の右欄に規定する額を減額します。ただし、料金月の初日以外の日にこの減額が開始又は終了する料金月については、同表の右欄に規定する額をその減額に係る日数に応じて日割します。

継続して利用する期間	定額利用料の減額
長期継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む料金月の12ヶ月後の料金月の末日まで(光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、光ネットサービスの提供を開始した日から365日後までとします。)	定額利用料に0.15を乗じて得た額

(2) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用期間の満後は、料金表第1表第1の1(適用)の(17)欄(継続利用経過期間に係る料金の適用)のAの表の経過期間のうち、起算日を含む731日目以降の期間に該当するものとする。

第4条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年9月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年12月26日までに光ネット申込をし、平成17年9月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成17年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年1月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年3月31日までに光ネット申込をし、平成18年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日を行い、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)につ

いて、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成17年12月31日までに光ネット申込をし、平成18年2月1日以降にサービスの提供を開始する、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県日進市及び岐阜県岐阜市の提供区域の契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1)プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2)プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3)プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む123日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供

開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む123日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から5料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年4月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年6月30日までに光ネット申込をし、平成18年4月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
 - 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を

適用しません。

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年7月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成18年9月30日までに光ネット申込をし、平成18年7月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1)プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (2)プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
 - (3)プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
 - 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
 - 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料

金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年9月25日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年9月29日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成18年9月28日までに第1種IP電話サービスの申込みを行った契約者のうち、ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置の申込みを行っていない契約者については、この改正約款実施の日以降、次のとおり取り扱います。

(1)第25条の2(IP電話サービスの種類)のただし書きを「ただし、第1種IP電話サービスの提供を受けるためには、第1種IP電話サービスに対応した機器が必要となります。」と読み替えます。

(2)第25条の6(5)号の規定を除外します。

2 平成18年9月28日までにルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置の申込みを行った契約者のうち、第1種IP電話サービスの申込みを行っていない契約者については、この改正約款実施の日以降、次のとおり取り扱います。

(1)第25条の6(5)号の規定のうち、「(第1種IP電話サービスを利用する契約者に限ります。)」を適用除外とします。

(2)料金表 第1表料金 第1利用料金 1適用 (11)ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置及び無線LAN対応ルータに関する料金等の適用のうち、エ項を適用除外とします。

(3)ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置の利用料について、料金表の規定に関わらず、次の料金額を適用します。

料金表 第1表 第1利用料金 2料金額 2-1-2(1)端末設備に係る月額加算額

料金種別		料金額(1装置ごとに月額)
ルータ装置 利用料	ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置利用料(但し、第1種IP電話サービスを利用しない場合)	700円

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成18年10月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年1月31日までに光ネット申込をし、平成18年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時

点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年2月1日から実施します。

ただし、この改正約款第19条(契約者が行う光ネットサービス契約の解除)第3項、第20条(当社が行う光ネットサービス契約の解除)第6項及び料金表第2表(工事に関する費用)契約者回線等の廃止に係る工事費については、平成19年4月1日以降に光ネット申込をし、同日以降にサービスの提供を開始

する契約者から適用します。

(特例措置)

第2条 平成19年4月30日までに光ネット申込をし、平成19年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が最低利用期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。
- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を4ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から3ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。
- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。
- 5 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年4月6日から実施します。

ただし、PLCアダプタの提供開始は平成19年5月1日からとします。

(特例措置)

第2条 平成19年4月6日から平成19年4月30日までの間にPLCアダプタ申込みをし、平成19年5月1日以降にPLCアダプタの提供を開始する契約者(申込み時点において、光ネットサービスの提供を開始している者に限ります。)には、PLCアダプタ利用料について、提供開始日を含む31日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を13ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から12ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年5月1日から実施します。

ただし、この改正約款第12条(基本契約期間)については、平成19年5月1日以降に光ネット申込みをし、同日以降にサービスの提供を開始する契約者から適用します。適用開始以前に光ネット申込みをした契約者は、なお従前のおりとします。

(特例措置)

第2条 平成19年7月31日までに光ネット申込みをし、平成19年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込みをした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込みした時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込みをした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、基本契約期間を15ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から14ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契

約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から4料金月間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(PLCアダプタに関する特例措置)

第3条 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にPLCアダプタ申込みをした契約者には、PLCアダプタ利用料について、提供開始日を含む31日間は無償とします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、最低利用期間を13ヶ月間(当該提供開始日の属する月及びその翌月から12ヶ月間の暦日数により算定します。)とします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、第2条(特例措置)及び第3条(PLCアダプタに関する特例措置)に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年8月1日から平成19年10月31日までに光ネット申込をし、平成19年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)プラン1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日を行い、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)プラン2-1に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)プラン1及びプラン2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)につ

いて、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める「おまかせ訪問ダブルサポート」の「基本メニュー1」若しくは「基本メニュー2」のどちらか一方を無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める「パソコンスクール by AVIVA」の受講料金を無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(特例措置の適用)

第3条 契約者は、第2条(特例措置)に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年11月1日から平成20年1月31日までに光ネット申込をし、平成19年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場
合に限ります。))について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場
合に限ります。))について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。))について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1若しくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。

(4) カテゴリー2の契約者については、定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。))について、当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
----	--------

選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

(2) カテゴリー2の契約者については、基本契約期間を光ネットサービスの提供開始日を含む457日間とします。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

カテゴリー2の契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間とします。

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(2) カテゴリー2の契約者については、光ネットサービスの提供開始日を含む92日間とします。

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置の適用について)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置)

第4条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 料金表第1表第1の1(適用)の(3)欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する契約解除料を免除します。

(2) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

(利用サービスの変更における特例措置の適用について)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおり

りとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年2月1日から平成20年4月30日までに光ネット申込をし、平成20年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1若しくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1若しくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大3台までとします。

	ただし、プラン 1 タイプ 1 の契約者はこの選択特例措置を選択することはできません。
--	---

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるパソコンセットアップサービスの設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用

料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置の適用について)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置)

第4条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 料金表第1表第1の1(適用)の(3)欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する契約解除料を免除します。

(2) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

(利用サービスの変更における特例措置の適用について)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置の適用)

第6条 平成20年2月1日から平成20年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合

に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第7条 契約者は、第2条から第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年5月1日から平成20年7月31日までに光ネット申込をし、平成20年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無

	償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1若しくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定めるおまかせ訪問ダブルサポートの基本メニュー1若しくは基本メニュー2のどちらか一方を1回の提供に限り無償とします。なお設定台数は最大3台までとします。 ただし、プラン1タイプ1の契約者はこの選択特例措置を選択することはできません。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定めるパソコンセットアップサービスの設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置の適用について)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置)

第4条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 料金表第1表第1の1(適用)の(3)欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する契約解除料を免除します。

(2) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出した契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

(利用サービスの変更における特例措置の適用について)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、第2条から第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年8月1日から平成20年10月31日までに光ネット申込をし、平成20年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り。))について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り。))について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り。))について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

(2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
----	------------

選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(オフィス光ネットサービスへ利用サービスの変更を実施する場合の特例措置)

第4条 光ネットサービス契約の解除を行うと同時に新たにオフィス光ネットサービス契約約款に基づくオフィス光ネットサービス契約の締結を行う場合、契約者には次の特例措置を実施します。

(1) 料金表第1表第1の1(適用)の(3)欄の基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除した際に当社が請求する契約解除料を免除します。

(2) 料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、当該期間満了前に光ネットサービス契約解除した際に当社が請求する額を免除します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第6条 平成20年8月1日から平成21年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第7条 契約者は、第2条から第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年11月1日から平成21年1月31日までに光ネット申込をし、平成20年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無

	償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

(2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間

とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、第2条から第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(従前の特例措置の読み替え)

第6条 平成20年10月31日までに光ネット申込をし、平成20年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者に対して適用する特例措置については、この改正約款実施の日以降、新規契約に伴う工事費の支払いの減額を適用する期間を、「土曜日、日曜日及び祝日(国民の休日に関する法律(昭和27年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り」を「年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り」と読み替えます。

2 その他特例措置については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年12月1日から実施します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第2条 平成21年1月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は

1Gb/sの品目への変更、又は300Mb/sの品目から1Gb/sの品目への変更に限り)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1)手続きに関する料金(変更事務手数料に限り)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)工事費(交換機等工事費に限り)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年2月1日から平成21年4月30日までに光ネット申込をし、平成21年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
----	----

選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間

選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第1条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第2条 平成21年2月1日から平成21年3月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、又は300Mb/sの品目から1Gb/sの品目への変更に限り)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限り)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限り)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第6条 平成21年2月1日から平成21年4月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成21年10月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第7条 契約者は、本附則第2条から本附則第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年3月1日から実施します。

(第1種IP電話サービスの提供に関する経過措置)

第2条 契約者回線に係る契約者連絡先電話番号が、KDDI株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(auパケットを除き、現に利用されているものであって、第68条に定める利用停止の状態にないもの)に限ります。以下同じとします。)又は沖縄セルラー電話株式会社のau通信サービス契約約款に定めるauサービス(auパケットを除き、現に利用されているものであって、第60条に定める利用停止の状態にないもの)に限ります。以下同じとします。)の電話番号であって、契約者が附則(平成19年12月1日)第2条2に定める第1種IP電話サービスを利用した場合の通信料については、光電話サービス契約約款料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)の(4)(IP利用回線に係る契約者連絡先電話番号がKDDI株式会社等のau通信サービス契約約款に定めるauサービスの電話番号であった場合における通信料金の減額)の規定に準じて取扱います。

第3条 この改正約款の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年5月1日から平成21年7月31日までに光ネット申込をし、平成21年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
----	----

選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

(2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2

相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第5条 平成21年5月1日から平成21年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年1月31日までに移転を完了しない場合又は移転先が集合住宅(一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の住宅のこととします。)の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。なお当社が認める場合はこの限りではありません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款の際現に、改正前の約款により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年8月1日から平成21年10月31日までに光ネット申込をし、平成21年8月1日以降にサ

サービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。

選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。
---------	---

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

(2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(3) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(4) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第5条 平成21年8月1日から平成21年10月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年4月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成21年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までに光ネット申込をし、平成21年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り。))について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り。))について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り。))について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装

置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
 なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

(1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

(2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
----	------------

選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第5条 平成21年11月1日から平成22年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款の際現に、改正前の約款により支払い、又は支払わなければなら

なかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年2月1日から平成22年4月30日までに光ネット申込をし、平成22年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。))には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り。))について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。))を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り。))について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り。))について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとしします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡しま

	す。
--	----

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
 なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

- 4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第5条 平成22年2月1日から平成22年4月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成22年10月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場面に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場面に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(カテゴリー2への品目等の変更に伴う特例措置)

第6条 平成22年2月3日から平成22年2月28日までに光ネットサービスの提供開始日を経過した契約者がカテゴリー2への品目等の変更の請求をし、その承諾を受けた場合には、料金表第1表第2の1(適用)の(1)欄に規定する変更事務手数料の料金額を減額します。ただし、減額した後の手続きに関する料金の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第7条 契約者は、本附則第2条から本附則第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置

を受けることはできません。

(無線LAN対応子機の提供に関する経過措置)

第8条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている無線LAN

対応子機の料金その他の提供条件については、次の第1項に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

1 無線LAN対応子機を利用した場合の端末設備に係る加算額

(1) 加算額

料金種別		料金額(1装置ごとに月額)
ルータ等装置利用料	無線LAN対応子機利用料	400円

(料金等の支払いに関する経過措置)

第9条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった無線LAN

対応子機利用料及びその他の債務については、なお、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年5月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成22年4月30日までに光ネット申込、付加機能の利用の請求又は端末設備の利用の請求があったものについては、第23条2項、第34条3項、料金表第1表第1の1(適用)の(12)の(イ)及び(13)の(イ)の提供条件について、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

第3条 平成22年5月1日から平成22年7月31日までに光ネット申込をし、平成22年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)には、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場
合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末
年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額
から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円と
なるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換
機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場
合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、

工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (3) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (4) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む92日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大3台までとします。

- 2 前項の特例措置を受ける契約者については、次に定める基本契約期間を適用します。

- (1) カテゴリー1の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む396日間

- (2) カテゴリー2の契約者については、前項で選択した選択特例措置に基づき、次に定める基本契約期間を適用します。

区分	基本契約期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む457日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む426日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契

約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

4 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置3	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む92日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第4条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第5条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第6条 平成22年5月1日から平成22年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場面に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、

工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第7条 契約者は、本附則第3条から本附則第6条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年6月1日から実施します。

ただし、1Gb/s及び300Mb/s品目のカテゴリー2及び高速無線LAN機能追加サービスの提供開始は平成22年6月18日からとします。

第2条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第3条 平成22年6月18日から平成22年7月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成22年6月18日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第4条 平成22年6月18日から平成22年7月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限り、)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限り、)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限り、)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本附則第3条から本附則第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第3条 平成22年7月31日までに光ネット申込があったものについては、料金表第1表第1の1(適用)の(3)の(エ)の提供条件について、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

第4条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに光ネット申込をし、平成22年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。)が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合及び当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償としします。

(2)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(4)カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとしします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（14）欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は（14）欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1（適用）の（15）欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は（15）欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第5条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第4条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第6条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第4条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第7条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成22年8月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第8条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第9条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年4月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工

工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第10条 契約者は、本附則第4条から本附則第9条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに光ネット申込をし、平成22年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(現に契約している光ネットアクセスサービスの解除の通知を行うと同時に新たに光ネットサービス契約の締結を行う契約者及び3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))及び光ネット申込した時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当該光ネット申込をした契約者(3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。))が、同一の場所において当該光ネット申込に係る光ネットサービス以外の当社が提供する電気通信サービスの提供を受けている場合及び当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に

限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (4) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- 2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間

選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成22年11月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第8条 契約者は、本附則第2条から本附則第7条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに光ネット申込をし、平成23年2月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (4) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
 なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
 なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- 2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

- (2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

- 3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

- (1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成23年2月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限りま)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限りま)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限りま)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年10月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが

存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第8条 契約者は、本附則第3条から本附則第8条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに光ネット申込をし、平成23年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(4) カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装

置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
 なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装
 置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
 なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契
 約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を
 減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用
 料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。
---------	-------------------

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成23年5月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限りません。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限りません)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 工事費(交換機等工事費に限りません)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第8条 契約者は、本附則第2条から本附則第7条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年6月1日から実施します。

なお、附則(平成23年5月1日)第2条に定める特例措置については、なお従前のおりとしします。

(特例措置)

第1条 附則(平成23年5月1日)第2条1の特例措置を受ける契約者のうち、平成23年6月1日から平成23年7月31日までに当社が別に定める方法により100Mb/s品目のカテゴリー1のプラン1(ただし、タイプ3を除きます。)の光ネット申込を行い当社が別に定める追加選択特例措置を選択した契約者については、光ネットサービスの定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)を附則(平成23年5月1日)第2条1に定める選択特例措置により定額利用料を無償とする期間の最終の日の翌日(選択特例措置3の場合は光ネットサービスの提供開始日。以下本条において追加無償期間開始日といいます。)から31日間(追加無償期間開始日を含みます。)を無償とします。

2 附則(平成23年5月1日)第2条1の特例措置を受ける契約者のうち、平成23年6月1日から平成23年7月31日までに当社が別に定める方法により100Mb/s品目のカテゴリー2及び300Mb/s品目若しくは1Gb/s品目の光ネット申込を行い当社が別に定める追加選択特例措置を選択した契約者については、光ネットサービスの定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、)を追加無償期間開始日から61日間(追加無償期間開始日を含みます。)を無償とします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年7月4日から実施します

(長期継続利用に伴う減額措置)

第2条

(1) 当社は、平成23年7月4日から平成23年10月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄

に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者より可能とします。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	カテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	カテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

- (2) (1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みません。
- (3) 光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (4) 本附則第2条(1)の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年7月4日実施)第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年7月4日から平成23年10月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第2条(1)の継続利用期間とします。
- (6) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。
- (7) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の 残余期間が24か 月以上36か月未 満の場合	継続利用期間の残 余期間が12か月 以上24か月未 満の場合	継続利用期間の 残余期間が12か 月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

- (8) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(確定債務への減額措置の適用)

第3条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年8月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに光ネット申込をし、平成23年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1)当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4)カテゴリー1の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5)カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無

	償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込み

をし、平成23年8月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。
- (2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに品目の変更(100Mb/sの品目から300Mb/s又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- (1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年4月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第8条

- (1) 当社は、平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただ

し、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者より可能とします。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)において、次表に定める選択減額措置を適用いたします。

なお、契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリ-1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリ-2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリ-1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリ-2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

- (2)本附則第8条(1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
- (3)本附則第8条(1)の選択減額措置1の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。
- (4)光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (5)本附則第8条(1)の選択減額措置1の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (6)光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年8月1日実施)第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条(1)の継続利用期間とします。
- (7)継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。
- (8)継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合(選択減額措置2の適用を受けている場合は除きます。)、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

(9)本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(10)平成23年7月4日改正約款の附則第2条に定める長期継続利用に伴う減額措置は、平成23年7月4日から平成23年7月31日までに継続利用の申出を行った契約者に限り適用するものとし、平成23年8月1日から平成23年10月31日までの継続利用の申出については、平成23年7月4日改正約款の附則第2条にかかわらず、本附則を適用するものとします。

(特例措置の適用)

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年9月1日から実施します。ただし、30Mb/sの品目の提供開始は平成23年10月1日からとします。

(特例措置)

第2条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに光ネット申込をし、平成23年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(ただし、電気通信サービスを解除した日から92日以上経過している契約者は除きます。)及び光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要するの場合に限ります。)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(4) カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

(6) 30Mb/sの品目の契約者については、定額利用料(基本額に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間

選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

第3条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに品目の変更(30Mb/sの品目から100Mb/s品目又は300Mb/s品目若しくは1Gb/s品目への変更、100Mb/sの品目から300Mb/s品目又は1Gb/s品目への変更、300Mb/s品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限りま)又は利用サービスの変更(光ネットサービスの30Mb/sの品目から光ネットアクセスサービスの100Mb/sへの変更に限りま)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限りま)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s 品目から 100Mb/s 品目又は 300Mb/s 品目若しくは 1Gb/s 品目への変更	3,000円
100Mb/s 品目から 300Mb/s 品目又は 1Gb/s 品目への変更、300Mb/s 品目のカテゴリー1から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー1から 300Mb/s 品目のカテゴリー2及び 1Gb/s 品目のカテゴリー2への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー2から 1Gb/s 品目のカテゴリー2への変更	1,500円

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第4条

(1) 当社は、平成23年7月4日から平成23年10月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出(ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。)を行った契約者(ただし、30Mb/s 品目の契約者は除きます。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)において、次表に定める継続利用の申出を申し出た期間に応じて減額措置を適用いたします。

なお、平成23年8月1日から平成23年10月31日までの間に継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	継続利用の申出を申し出た期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成23年7月4日から平成23年7月31日	減額措置	カテゴリ-1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
			カテゴリ-2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	平成23年8月1日から平成23年10月31日	選択減額措置1	カテゴリ-1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
			カテゴリ-2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
		選択減額措置2	カテゴリ-1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
			カテゴリ-2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

(2) 本附則第4条(1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第4条(1)の選択減額措置1の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。

- (4)光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (5)本附則第4条(1)の選択減額措置1の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (6)光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年9月1日実施)第4条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年9月1日から平成23年10月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第4条(1)の継続利用期間とします。
- (7)継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、又は 30Mb/s の品目へ変更を行う場合には継続利用を廃止します。
- (8)継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止(30Mb/s の品目への変更に伴う廃止は除きます。)があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません(選択減額措置2の適用を受けている場合は除きます。)

区別	継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

- (9)本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(特例処置の改定)

第5条 平成23年7月4日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置及び平成23年8月1日改正約款の附則6条に定める長期継続利用に伴う減額措置は、本附則第4条に改めるものとします。平成23年8月1日改正約款の附則2条に定める特例措置は、本附則第2条に改めるものとします。平成23年8月1日改正約款の附則6条に定める品目変更に伴う費用の特例措置については、本附則第3条に改めるものとします。平成23年8月1日改正約款の附則6条に定める長期継続利用に伴う減額措置本附則第4条に改めるものとします。なお、その他の特例措置については、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年10月1日から実施します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第2条

(1)当社は、平成23年7月4日から平成23年10月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出(ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。)を行った契約者(ただし、30Mb/s品目の契約者は除きます。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリー1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリー2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

(2)本附則第2条(1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第2条(1)の選択減額措置1の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。

(4)光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。

(5)本附則第2条(1)の選択減額措置1の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。

(6)光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年10月1日実施)第4条に定める長期継続

利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年10月1日から平成23年10月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第2条(1)の継続利用期間とします。

(7)継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合、又は30Mb/sの品目へ変更を行う場合には継続利用を廃止します。

(8)継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットアクセスサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合(30Mb/sの品目への変更に伴う廃止の場合、又は選択減額措置1の適用を受けている契約者が継続利用の廃止を行うと同時に再び継続利用の申出を行い選択減額措置2の選択をした場合は除きます。)には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません(選択減額措置2の適用を受けている場合は除きます。)

区別	継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

(9)本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(特例処置の改定)

第3条 平成23年7月4日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置、平成23年8月1日改正約款の附則6条に定める長期継続利用に伴う減額措置及び平成23年9月1日改正約款の附則4条に定める長期継続利用に伴う減額措置は、平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置本附則第2条に改めるものとします。なお、その他の特例措置については、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年10月24日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第2条

当社は、平成23年10月24日から平成23年12月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適

用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	カテゴリー1のプラン1	500円
		カテゴリー2のプラン1	800円

- (2) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。
- (3) 本附則第2条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。
- (4) 本附則第2条(1)の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに光ネット申込をし、平成23年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。
- なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む61日間を無償とします。
選択特例措置2	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。 また、当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

(6) 30Mb/s の品目の契約者については、定額利用料(基本額に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む31日間を無償とします。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申出した契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用

料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	光ネットサービスの提供開始日を含む61日間
選択特例措置2	光ネットサービスの提供開始日を含む31日間

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成23年11月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに品目の変更(30Mb/sの品目から100Mb/sの品目又は300Mb/sの品目若しくは1Gb/sの品目への変更、100Mb/sの品目から300Mb/sの品目又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリー1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s品目のカテゴリー1から300Mb/s品目のカテゴリー2及び1Gb/s品目のカテゴリー2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリー2から1Gb/s品目のカテゴリー2への変更に限りません。)又は利用サービスの変更(光ネットサービスの30Mb/sの品目から光ネットアクセスサービスの100Mb/sへの変更に限りません。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1) 次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限りません。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する

料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s の品目から 100Mb/s 又は 300Mb/s 若しくは 1Gb/s への変更	3,000円
100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー1から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリー2への変更、1Gb/s 品目のカテゴリー1から 300Mb/s 品目のカテゴリー2及び 1Gb/s 品目のカテゴリー2への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリー2から 1Gb/s 品目のカテゴリー2への変更	1,500円

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第8条

(1) 当社は、平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出(ただし、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。)を行った契約者(ただし、30Mb/s 品目の契約者及び平成23年10月24日改正約款の附則第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置の適用を受けている契約者は除きます。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択

減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリー1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリー2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

- (2)本附則第8条(1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
- (3)本附則第8条(1)の選択減額措置1の減額対象となる定額利用料は、基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。
- (4)光ネットサービスの品目等の変更があった場合は、変更前の継続利用期間を引き継ぎます。
- (5)本附則第8条(1)の選択減額措置1の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (6)光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年11月1日から平成24年1月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条(1)の継続利用期間とします。
- (7)継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合、又は30Mb/sの品目へ変更を行う場合には継続利用を廃止します。
- (8)継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットアクセスサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合(30Mb/sの品目への変更に伴う廃止の場合、又は選択減額措置1の適用を受けている契約者が継続利用の廃止を行うと同時に再び継続利用の申出を行い選択減額措置2の選択をした場合は除きます。)には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません(選択減額措置2の適用を受けている場合は除きます。)

区別	継続利用期間の 残余期間が24か 月以上36か月未 満の場合	継続利用期間の残 余期間が12か月 以上24か月未 満の場合	継続利用期間の 残余期間が12か 月未満の場合
カテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
カテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

(9)本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第9条

(1)当社は、平成23年11月1日から平成23年12月31日までの間に料金表第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するカテゴリ1のプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ光モバイル(EM)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM)サービス契約又は光モバイル(UQ)サービス契約約款に基づく光モバイル(UQ)サービス契約若しくは光モバイル(EMレンタル)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM レンタル)を締結している契約者(当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービスを締結している契約者を除きます。)から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間における定額利用料(基本額に限ります。以下この欄においては同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日までの期間	200円

(2)当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第9条(1)に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(3)本附則第9条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(4)本附則第9条(1)の表に規定する期間においては、料金表第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額、平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置及び本附則第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(特例措置の適用)

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月2日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月8日から実施します。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る減額措置)

第2条 平成23年11月8日から平成24年3月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービスを契約

し、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者には、次の特例措置を実施します。

(1)当社が別に定める基準を満たした月から12か月後の料金月までの期間において、高速無線LAN機能追加サービス利用料を減免します。

(2)高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第3条

本附則第2条(1)の減額適用を受ける契約者においては、平成23年11月1日改訂約款の附則第5条に定める高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置は適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月16日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条

当社は、平成23年11月16日から平成24年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年1月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年1月1日から平成24年1月31日までに光ネット申込をした契約者については光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第2条に定める特例措置を次のとおり読み替えます。

第2条 平成24年1月1日から平成24年1月31日までに光ネット申込をし、平成24年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開

始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1)当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4)カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5)カテゴリー2の契約者については、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- (6)30Mb/sの品目の契約者については、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容

選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

2 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄の適用を申し出た契約者については、次に定める期間は(14)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	特例措置はありません。
選択特例措置3	特例措置はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置2	減額を適用しない期間はありません。

3 第1項の特例措置を受ける契約者のうち、料金表第1表第1の1(適用)の(15)欄により定額利用料を減額している契約者グループに属する契約者について、次に定める期間は(15)欄による定額利用料の減額を適用しません。

(1) カテゴリー1の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置2	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置3	減額を適用しない期間はありません。

(2) カテゴリー2の契約者については、第1項で選択した選択特例措置により、次に定める期間とします。

区分	減額を適用しない期間
選択特例措置1	減額を適用しない期間はありません。
選択特例措置2	減額を適用しない期間はありません。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第3条

1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1) 当社は、平成23年11月1日から平成24年4月30日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出(ただし、光

ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者の申出より可能とします。)を行った契約者(ただし、30Mb/s品目の契約者及び平成23年10月24日改正約款の附則第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置の適用を受けている契約者は除きます。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリーー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリーー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリーー1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリーー2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置(6)について次のとおり読み替えます。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

(6)光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年11月1日から平成24年4月30日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条(1)の継続利用期間とします。

附則

(実施期日)

第1条

この改正約款は、平成24年2月1日から実施します。ただし、本附則 第8条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置3の適用開始は、平成24年2月6日からとします。

(特例措置)

第2条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに光ネット申込をし、平成24年2月1日以降にサ

サービスの提供を開始する契約者（光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

- (1) 当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。
- (2) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り）について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日（以下年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4) カテゴリー1（ただし30Mb/sの品目を除きます。）の契約者については、カテゴリー1の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

- (5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り）について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

- (6) 30Mb/sの品目の契約者については、定額利用料（基本額に限り）について、次表に定める選択

特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(カテゴリ1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリ1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成24年2月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。
- (2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに品目の変更(30Mb/sの品目から100Mb/sの品目又は300Mb/sの品目若しくは1Gb/sの品目への変更、100Mb/sの品目から300Mb/sの品目又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリ1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリ2への変更、1Gb/s品目のカテゴリ1から300Mb/s品目のカテゴリ2及び1Gb/s品目のカテゴリ2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリ2から1Gb/s品目のカテゴリ2への変更に限りません。)又は利用サービスの変更(光ネットサービスの30Mb/sの品目から光ネットアクセスサービスの100Mb/sへの変更に限りません。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

- (1) 次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限りません。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s の品目から 100Mb/s 又は 300Mb/s 若しくは 1Gb/s への変更	3,000円

100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ-1から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリ-2への変更、1Gb/s 品目のカテゴリ-1から 300Mb/s 品目のカテゴリ-2及び 1Gb/s 品目のカテゴリ-2への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリ-2から 1Gb/s 品目のカテゴリ-2への変更	1,500円
---	--------

(2) 工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年10月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリ-1及びカテゴリ-2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) カテゴリ-1及びカテゴリ-2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合には限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第8条

1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年10月24日実施)第2条に定める契約回線の一時中断に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1) 当社は、平成23年10月24日から平成24年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	カテゴリ-1のプラン1	500円
		カテゴリ-2のプラン1	800円

2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第9条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1)当社は、平成23年11月1日から平成24年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するカテゴリー1のプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ光モバイル(EM)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM)サービス契約又は光モバイル(UQ)サービス契約約款に基づく光モバイル(UQ)サービス契約若しくは光モバイル(EMレンタル)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM レンタル)を締結している契約者(当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者を除きます。)から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間における定額利用料(基本額に限ります。以下この欄においては同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	200円

3 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月16日実施)第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置について次のとおり読み替えます。

当社は、平成23年11月16日から平成24年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(特例措置の適用)

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条

この改正約款は、平成24年4月1日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第2条

1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年10月24日実施)第2条に定める契約回線の一時中断に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1)当社は、平成23年10月24日から平成24年9月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第 17 条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む 730 日目までの期間	カテゴリ-1のプラン1	500円
		カテゴリ-2のプラン1	800円

2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第9条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1)当社は、平成23年11月1日から平成24年9月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するカテゴリ-1のプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ光モバイル(EM)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM)サービス契約又は光モバイル(UQ)サービス契約約款に基づく光モバイル(UQ)サービス契約若しくは光モバイル(EMレンタル)サービス契約約款に基づく光モバイル(EM レンタル)を締結している契約者(当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者を除きます。)から第 17 条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間における定額利用料(基本額に限ります。以下この欄においては同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む 730 日目までの期間	200円

3 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月16日実施)第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置について次のとおり読み替えます。

当社は、平成23年11月16日から平成24年5月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開

始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに光ネット申込をし、平成24年5月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)当社が別に定めるコミュファ光安心サポートについて、提供開始日から起算して182日目を含む料金月までを無償とします。

(2)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの日(以下年末年始といいます。)を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)カテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る新規契約に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(4)カテゴリー1(ただし30Mb/sの品目を除きます。)の契約者については、カテゴリー1の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
選択特例措置3	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 また、当社が別に定める有線LANルータを1台に限り無償で譲渡します。

(5) カテゴリー2の契約者については、カテゴリー2の定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大1台までとします。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。 なお、設定台数は最大2台までとします。

(6) 30Mb/s の品目の契約者については、定額利用料(基本額に限ります。)について、次表に定める選択特例措置から契約者が選択するものとします。

なお、契約者は、選択特例措置を選択した後、これを変更することはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(カテゴリー1及び2相互間の品目等の変更に伴う特例措置)

第3条 当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日までにカテゴリー1及び2相互間の品目等の変更(利用サービスの変更を含む)を当社に申し出た契約者に対し、当社は本附則第2条(特例措置)に定める変更後のカテゴリーに係る特例措置を適用します。

(利用サービスの変更における特例措置)

第4条 利用サービスの変更を行う契約者については、契約変更前の特例措置のとおりとします。ただし、本附則第2条第1項(1)及び(2)を除きます。

(高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置)

第5条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までの間に高速無線LAN機能追加サービス申込みをし、平成24年5月1日以降に高速無線LAN機能追加サービスの提供を開始する契約者(ただし、既に高速無線LAN機能追加サービスに係る特例措置の適用を受けた契約者は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 高速無線LAN機能追加サービス利用料について、提供開始日を含む料金月の翌月、翌々月の2料金月間を無償とします。

(2) 高速無線LAN機能追加サービスの利用を開始する場合に適用する付加機能工事費について、光ネ

ットサービスの提供開始日を含む料金月の末日までに当該付加機能の提供を請求する場合には、1,500円を減額します。ただし1,500円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに品目の変更(30Mb/sの品目から100Mb/sの品目又は300Mb/sの品目若しくは1Gb/sの品目への変更、100Mb/sの品目から300Mb/sの品目又は1Gb/sの品目への変更、300Mb/sの品目のカテゴリ1から1Gb/s品目及び300Mb/s品目のカテゴリ2への変更、1Gb/s品目のカテゴリ1から300Mb/s品目のカテゴリ2及び1Gb/s品目のカテゴリ2への変更、又は300Mb/s品目のカテゴリ2から1Gb/s品目のカテゴリ2への変更に限ります。)又は利用サービスの変更(光ネットサービスの30Mb/sの品目から光ネットアクセスサービスの100Mb/sへの変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、次の特例措置を実施します。

(1)次表の左欄に規定する品目の変更を請求した契約者に対し、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目の変更	手続きに関する料金の減額
30Mb/s の品目から 100Mb/s 又は 300Mb/s 若しくは 1Gb/s への変更	3,000円
100Mb/s の品目から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ1から 1Gb/s 品目及び 300Mb/s 品目のカテゴリ2への変更、1Gb/s 品目のカテゴリ1から 300Mb/s 品目のカテゴリ2及び 1Gb/s 品目のカテゴリ2への変更、又は 300Mb/s 品目のカテゴリ2から 1Gb/s 品目のカテゴリ2への変更	1,500円

(2)工事費(交換機等工事費に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第7条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年11月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)カテゴリ1及びカテゴリ2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)カテゴリ1及びカテゴリ2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる

場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第8条

1 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置(1)について次のとおり読み替えます。

(1)当社は、平成23年11月1日から平成24年5月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む730日を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、30Mb/s 品目の契約者及び第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断を当社が行っている契約者は除きます。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む730日未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)において、次表に減額措置を適用いたします。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

継続して利用する期間	区分	区別	内容
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	選択減額措置1	カテゴリ -1	定額利用料に0.20を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします。
		カテゴリ -2	定額利用料に0.25を乗じて得た額を定額利用料より減額するものとします
	選択減額措置2	カテゴリ -1	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より12,000円を減額するものとします
		カテゴリ -2	当社が販売する別に定める機器について、通常販売価格より24,000円を減額するものとします

2 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置(6)について次のとおり読み替えます。

なお、継続利用の申出を行った契約者は、次表に定める選択減額措置から選択するものとし、選択減額措置を選択した後、これを変更することはできません。

(6)光ネットアクセスサービス契約約款に定める附則(平成23年11月1日実施)第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置を受けている契約者について、利用サービスの変更(平成23年11月1日から平成24年5月31日までの間に利用サービスの変更があった場合を含みます。)があった場合は、当社は、利用サービスの変更前の光ネットアクセスサービスに係る長期継続利用に伴う減額措置の継続利用期間を、新たに提供する光ネットサービスに係る本附則第8条(1)の継続利用期間とします。

(特例措置の適用)

第9条 契約者は、本附則第2条から本附則第8条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定

める特例措置を受けることはできません。

(確定債務への減額措置の適用)

第10条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年6月1日から実施します。ただし、品目等の変更及び利用サービスの変更によるカテゴリ3の30Mb/sの品目の受付及び提供開始は平成24年8月1日からとします。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成24年6月1日から平成24年7月31日までに光ネット申込をし、平成24年6月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリ3の300Mb/sのプラン1の契約者のうち、平成25年2月28日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリ3	300Mb/s	プラン1	4,743円

(1) カテゴリ3の300Mb/sの品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(3) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(4) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリ3の300Mb/sの品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第4条 平成24年6月1日から平成24年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年12月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限りに、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) この改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限りに、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) この改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限りに、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本附則第2条から本附則第4条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお、従前のおりとしします。

(光ネットサービスのカテゴリー1及びカテゴリー2の提供に関する経過措置)

第7条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている光ネットサービスは、料金その他の提供条件については、次の1~4に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

1 光ネットサービスのカテゴリー1及びカテゴリー2を利用した場合の定額利用料の額

(1)基本額

区別	品目	区分		料金額 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー1	30Mb/s	プラン1に係るもの	タイプ1(ホーム ライト)	3,809円
			タイプ1(ホーム エコミー)	5,500円
	100Mb/s	プラン1に係るもの	タイプ2(ホーム スタンダード)	5,700円
			タイプ3(オフィス)	10,500円
			プラン2に係るもの	3,800円
			プラン2-2(マンションV)	3,800円

	300Mb/s	プラン1に係るもの	プラン2-3(マンションF)	4,900円
		プラン2に係るもの	タイプ2(ホーム 300 ㎡)	7,300円
	1Gb/s	プラン1に係るもの	プラン2-3(マンションF 300 ㎡)	6,900円
		プラン2に係るもの	タイプ2(ホーム 1キガ)	11,000円
カテゴリー2	100Mb/s	プラン1に係るもの(プラス・ホーム)		6,701円
		プラン2に係るもの	プラン2-1(プラス・マンションL)	4,807円
			プラン2-2(プラス・マンションV)	4,810円
	プラン2-3(プラス・マンションF)		5,908円	
	300Mb/s	プラン1に係るもの	タイプ2(プラス・ホーム 300 ㎡)	7,821円
		プラン2に係るもの	プラン2-3(プラス・マンション F 300 ㎡)	7,429円
	1Gb/s	プラン1に係るもの	タイプ2(プラス・ホーム 1キガ)	11,451円
		プラン2に係るもの	プラン2-3(プラス・マンション F 1キガ)	11,271円

2 基本契約期間内に光ネットサービスのカテゴリー1及びカテゴリー2の契約解除の申し出があった場合の支払いを要する額

(1)固定料

区分	品目	区分	支払いを要する額	
カテゴリー1	30Mb/s	プラン1に係るもの	タイプ1	15,000円
		100Mb/s	プラン1に係るもの	タイプ1及びタイプ2
	タイプ3			17,000円
	プラン2に係るもの			プラン2-1
		プラン2-2	14,000円	
		プラン2-3	21,000円	
	300Mb/s	プラン1に係るもの	タイプ2	19,000円
		プラン2に係るもの	プラン2-3	19,000円
1Gb/s	プラン1に係るもの	タイプ2	17,000円	
	プラン2に係るもの	プラン2-3	17,000円	
カテゴリー2	100Mb/s	プラン1に係るもの		23,000円
		プラン2に係るもの	プラン2-1	11,000円
			プラン2-2	17,000円

	300Mb/s		プラン2-3	24,000円
		プラン1に係るもの	タイプ2	22,000円
		プラン2に係るもの	プラン2-3	22,000円
	1Gb/s	プラン1に係るもの	タイプ2	20,000円
プラン2に係るもの		プラン2-3	20,000円	

3 長期継続利用期間の満了前に長期継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は長期継続利用の廃止があった場合の支払いを要する額

(1) 固定料

品目	区別及び区分	支払いを要する額
100Mb/s	カテゴリ-1のプラン1のタイプ1、カテゴリ-1のプラン1のタイプ2又はカテゴリ-2のプラン1に係るもの	5,000円
	カテゴリ-1のプラン1のタイプ3に係るもの	8,000円
	カテゴリ-1のプラン2又はカテゴリ-2のプラン2に係るもの	4,000円
300Mb/s	カテゴリ-1又はカテゴリ-2に係るもの	6,000円
1Gb/s	カテゴリ-1又はカテゴリ-2に係るもの	8,000円

(注)ただし、光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスのカテゴリ-3へ品目等の変更及び利用サービスの変更があった場合は、支払いを要する額を減免します。

4 定期契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の額

(1) 固定料

品目	区別及び区分	支払いを要する額
30Mb/s	カテゴリ-1のプラン1のタイプ1	10,000円

(注)ただし、光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスのカテゴリ-3へ品目等の変更及び利用サービスの変更があった場合は、支払いを要する額を減免します。

(固定IPアドレス機能追加サービスの提供に関する経過措置)

第8条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている固定IPアドレス機能追加サービスは、料金その他の提供条件については、次の1に定めるところによるほか、なお従前のおりとしません。

1 固定IPアドレス機能追加サービスを利用した場合の定額利用料の額

(1) 加算額

区分	単位	料金額(月額)
固定IPアドレス機能追加サービス利用料	1IPアドレスごとに	4,000円

(ルータ装置等の提供に関する経過措置)

第9条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されているルータ等装置利用料は、料金その他の提供条件については、次の1~2に定めるところによるほか、なお従前のおりとしません。

1 ルータ等装置を利用した場合の定額利用料の額

(1) 加算額

料 金 種 別		料 金 額 (1装置ごとに月額)
ルータ等装置利用料	無線LAN対応ルータ利用料	500円

- 2 最低利用期間内にルータ装置等に係る契約を解除の申し出があった場合の支払いを要する額
(2)加算額

支払いを要する額(1装置ごとに)
最低利用期間内の残余の期間に対応する利用料金に相当する額

(注)ただし、光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスのカテゴリ3へ品目等の変更及び利用サービスの変更があった場合は、支払いを要する額を減免します。

(PLCアダプタの提供に関する経過措置)

第10条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されているPLCアダプタは、料金その他の提供条件については、次の1～2に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

- 1 PLCアダプタを利用した場合の定額利用料の額

(2)加算額

料 金 種 別	料 金 額 (1装置ごとに月額)
PLCアダプタ利用料	400円

- 2 最低利用期間内にPLCアダプタに係る契約を解除の申し出があった場合の料金の額

(2)加算額

支払いを要する額(1装置ごとに)
最低利用期間内の残余の期間に対応する利用料金に相当する額

(注)ただし、光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスのカテゴリ3へ品目等の変更及び利用サービスの変更があった場合は、支払いを要する額を減免します。

(カテゴリ2のパソコン向けセキュリティ対策サービスの提供に関する経過措置)

第11条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されているカテゴリ2のパソコン向けセキュリティ対策サービスは、料金その他の提供条件については、次の1～3に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

- 1 パソコン向けセキュリティ対策サービス利用料

区 分	単 位	料 金 額(月額)
マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 契約者回線ごとに	定額利用料の基本額に含みます。

- 2 この改定約款実施前に定めるカテゴリ2からカテゴリ3への品目等の変更を申し出た契約者については、マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するものを品目等の変更をした日から起算して180日目まで無償にて提供します。
- 3 平成24年6月1日改定約款実施前の光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリ2からカテゴリ3へ利用サービスの変更を申し出た契約者については、マカフィー株式会社が提供するパソコン向け総合セキュリティ対策ソフトウェアのエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するものを利用サービスの変更をした日から起算して180日目まで無償にて提供します。

(高速無線LAN機能追加サービスの提供に関する経過措置)

第12条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている高速無線LAN機能追加サービスは、料金その他の提供条件については、次の1～2に定めるところによるほか、なお従前のとおりとします。

1 高速無線LAN機能追加サービスを利用した場合の定額利用料の額

(1)加算額

区 分	単 位	料 金 額(月額)
高速無線LAN機能追加サービス利用料(11nプラス)	1契約者回線ごとに	200円
備考 1Gb/s 及び 300Mb/s 品目については定額利用料の基本額に含まれます。		

2 本条の1に定める利用料の取扱いは、料金表通則の規定にかかわらず、次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。

区 分	利用料の取扱い
(ア) 高速無線LAN機能追加サービスの提供の開始があったとき(当該月にその高速無線LAN機能追加サービスの利用の廃止があったときを除きます。)	当該月分の利用料の支払いを要しません。
(イ) 高速無線LAN機能追加サービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。

3 高速無線LAN機能追加サービスの利用の申し出した場合の付加機能工事費の額

(1)工事費

工事の種類		単 位	工事費の額
付加機能工事費	高速無線LAN機能	1契約者回線ごとに	1,500円

4 この改定約款実施前に定めるカテゴリー2の契約者(300Mb/s 及び 1Gb/s 品目の契約者は除きます。)より、高速無線LAN機能追加サービスの利用の申し出があった場合は、本条3に定める付加機能工事費を適用し、提供するものとします。

(長期継続利用の廃止に伴う特例措置)

第13条

1 当社は、光ネットアクセスサービス契約約款における平成23年7月4日改正約款の附則第2条、平成23年8月1日改正約款の附則第8条、平成23年9月1日改正約款の附則第4条、平成23年10月1日改正約款の附則第2条及び平成23年11月1日改正約款の附則第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置並びに当社が別に定める光ネットサービス契約約款における平成23年7月4日改正約款の附則第2条、平成23年8月1日改正約款の附則第8条、平成23年9月1日改正約款の附則第4条、平成23年10月1日改正約款の附則第2条及び平成23年11月1日改正約款の附則第8条に定める長期継続利用に伴う減額措置(以下本附則において「長期継続利用に伴う減額措置」といいます。)の適用を受けている契約者(選択減額措置2を受けている契約者は除きます。)が光ネットアクセスサービス又は光ネットサービスのカテゴリー3へ品目等の変更及び利用サービスの変更を請求した場合は、長期継続利用に伴う減額措置の適用を廃止します。なお、長期継続利用に伴う減額措置に定める継続利用の廃止があった場合に要する支払い額は減免します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年8月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成24年8月1日から平成24年9月30日までに光ネット申込をし、平成24年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成24年8月1日から平成24年9月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年3月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第2条から本附則第3条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年9月1日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条

当社は、平成24年9月1日から平成24年11月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年10月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成24年10月1日から平成24年11月30日までに光ネット申込をし、平成24年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成24年10月1日から平成24年11月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年5月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第4条 平成24年10月1日から平成25年3月31日までにカテゴリー3への品目変更を請求し、当社が承諾した契約者(カテゴリー3の契約者に限り、)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 手続きに関する料金(変更事務手数料に限り、)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第5条 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成24年6月1日実施)第3条に定める光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置について次のとおり読み替えます。

カテゴリー3の1Gb/sのプラン1の契約者のうち、平成25年2月28日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円

- (1) カテゴリー3の1Gb/sの品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の

適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリ3の 1Gbps の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(カテゴリ3のプラン1及びプラン2-3の提供に関する経過措置)

第7条 この改正約款実施の際現に、改正前の約款により提供されている光ネットサービスは、料金その他の提供条件については、次の1~3に定めるところによるほか、なお従前のおりとしします。

1 光ネットサービスのカテゴリ3のプラン1及びプラン2-3を利用した場合の定額利用料の額

(1) 基本額

区別	品目	区分	料金額 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリ -3	100Mbps	プラン1に係るもの(ホーム100)	4,553円
		プラン2に係るもの プラン2-3(マンションF100)	4,553円

2 基本契約期間内に光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の支払いを要する額

(1) 固定料

料金額(1契約者回線ごとに月額)
27,000円

3 定期継続利用の満了前に定期継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は定期継続利用の廃止があった場合の支払いを要する額

(1) 固定料

支払いを要する額
5,000円

(料金等の支払いに関する経過措置)

第8条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお、従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年10月22日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年12月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成24年12月1日から平成25年2月28日までに光ネット申込をし、平成24年12月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第3条 平成24年12月1日から平成25年2月28日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年8月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（契約者回線の一時中断に伴う特例措置）

第4条

当社は、平成24年12月1日から平成25年1月31日までの間に料金表 第1表第1の1（適用）の（1）欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条（契約者回線等の利用の一時中断）に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

（1）第10章 第35条（利用料金の支払義務）の2の（1）を次のとおり読み替えます。

（1）第17条（契約者回線等の利用の一時中断）の規定、第25条（付加機能の利用の一時中断）の規

定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(特定インターネット接続サービスからの加入に伴う特例措置)

第5条

1. 当社は、平成24年12月1日から平成25年3月31日までの間において、KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約(以下本附則において「インターネット接続サービス利用契約」といいます。)を解除(次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものを解除する場合に限りします。)すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに当社が提供する光ネットサービス(プラン1(30Mb/sの品目を除きます。)のものに限りします。)の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がその光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間(以下本附則において「減額対象期間」といいます。)における料金額(プラン1(30Mb/sの品目は除きます。)のものに限りします。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

インターネット接続サービスの種類	料金額
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス(1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限りします。)	1, 253円
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス(コース I のものであって、1Mb/s から 5Mb/s の品目のものに限りします。)	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス(コース II のものであって、30Mb/s の品目のものに限りします。)	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第3種ADSL接続サービス(30Mb/s の品目のものに限りします。)	300円
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス(8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限りします。)	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス(コース I のものであって、8Mb/s から 50Mb/s の品目のものに限りします。)	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス(コース II のものであって、50Mb/s の品目のものに限りします。)	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第3種AD	

SL接続サービス(50Mb/s の品目のものに限りま	す。)
----------------------------	-----

2. 前項に定める取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。
3. 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(特例措置の適用)

第6条 契約者は、本附則第2条から本附則第5条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年2月1日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条

当社は、平成25年2月1日から平成25年3月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(特例措置の適用)

第3条 契約者は、本附則第2条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成25年3月1日から平成25年5月6日までに光ネット申込をし、平成25年3月1日以降にカテゴリー3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において

当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者及び当社が別に定める契約者を除きます。)に、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める条件を満たした契約者回線の終端装置の設置先に一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の建物(以下本則において「集合住宅」とします。)を指定した契約者は、光ネットと同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をした場合に限り、当社は、この特例措置を適用します。

区分	内容
特例措置	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと762円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(1) 契約者回線の終端装置の設置先に集合住宅を指定し、特例措置の適用を受けている契約者について、当社が(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)を開始する前に、契約者が定期継続利用の申し出を取消又は光ネットサービス契約の解除があった場合には、特例措置の適用にて減額した料金額相当分を当社が定める期日までに支払っていただきます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成25年3月1日から平成25年5月6日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年11月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成25年3月1日から平成25年5月6日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1Gmb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本附則第2条から本附則第4条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年3月18日から実施します。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第2条 平成25年3月18日から平成25年5月31日までに品目の変更(30Mb/s の品目のカテゴリー3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー3から 1Gb/s 品目のカテゴリー3への変更、平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2の品目からカテゴリー3への変更、平成24年10月1日改定約款実施前に定める 100Mb/s の品目のカテゴリー3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更に限り)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限り)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(利用サービスの変更に伴う費用の特例措置について)

第3条 平成25年3月18日から平成25年5月31日までに利用サービスの変更(光ネットアクセスサービス契約約款に定める30Mb/sの品目のカテゴリ-3から300Mb/s又は1Gb/sの品目のカテゴリ-3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款に定める300Mb/s又は1Gb/sの品目のカテゴリ-3から1Gb/sの品目のカテゴリ-3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款の平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1及びカテゴリ-2の品目からカテゴリ-3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款の平成24年10月1日改定約款実施前に定める100Mb/sの品目のカテゴリ-3から300Mb/s又は1Gb/sの品目のカテゴリ-3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年5月7日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成25年3月1日実施)第2条に定める光ネット申込に関する特例措置について次のとおり読み替えます。

第2条 平成25年3月1日から平成25年5月31日までに光ネット申込をし、平成25年3月1日以降にカテゴリ-3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者及び当社が別に定める契約者を除きます。)に、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める条件を満たした契約者回線の終端装置の設置先に一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の建物(以下本則において「集合住宅」とします。)を指定した契約者は、光ネットと同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をした場合に限り、当社は、この特例措置を適用します。

区分	内容
特例措置	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと762円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(1) 契約者回線の終端装置の設置先に集合住宅を指定し、特例措置の適用を受けている契約者について、当社が(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)を開始する前に、契約者が定期継続利用の申し出を取消又は光ネットサービス契約の解除があった場合には、特例

措置の適用にて減額した料金額相当分を当社が定める期日までに支払っていただきます。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成25年3月1日実施)第3条に定める移転に伴う工事費用の特例措置について次のとおり読み替えます。

第3条 平成25年3月1日から平成25年7月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第4条 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成25年3月1日実施)第4条に定める光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置について次のとおり読み替えます。

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成25年3月1日から平成25年5月31日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
----	----	----	------------------------

カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円
--------	-------	------	--------

- (1)カテゴリー3の1Gb/sの品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の1GMB/sの品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年6月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成25年6月1日から平成25年7月31日までに光ネット申込をし、平成25年6月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第3条 当社は、平成25年6月1日から平成25年7月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

- (1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただ

きます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第4条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第4条 当社は、平成25年6月1日から平成25年7月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1	800円
		カテゴリ3のプラン1	500円

(2) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(3) 本附則第5条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(4) 本附則第5条(1)の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第5条 カテゴリ3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成25年6月1日から平成25年7月31日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)

カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円
--------	-------	------	--------

- (1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMB/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第6条 平成25年6月1日から平成25年7月31日までに品目の変更(30Mb/s の品目のカテゴリー3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更、300Mb/s の品目のカテゴリー3から 1Gb/s 品目のカテゴリー3への変更、平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2の品目からカテゴリー3への変更、平成24年10月1日改定約款実施前に定める 100Mb/s の品目のカテゴリー3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(利用サービスの変更に伴う費用の特例措置について)

第7条 平成25年6月1日から平成25年7月31日までに利用サービスの変更(光ネットアクセスサービス契約約款に定める 30Mb/s の品目のカテゴリー3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款に定める 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3から 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款の平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2の品目からカテゴリー3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款の平成24年10月1日改定約款実施前に定める 100Mb/s の品目のカテゴリー3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリー3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第8条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年7月1日から実施します

(長期継続利用に伴う減額措置)

第2条

(1) 当社は、平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者より可能とします。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

(2) (1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第2条(1)の適用を受けている期間においては、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(14)欄による定額利用料の減額は適用しません。

(4) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。

(5) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の 残余期間が24か 月以上36か月未 満の場合	継続利用期間の残 余期間が12か 月以上24か月未 満の場合	継続利用期間の 残余期間が12か 月未満の場合
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

(6) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年8月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成25年8月1日から平成25年9月30日までに光ネット申込をし、平成25年8月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成25年8月1日から平成25年9月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年5月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成25年8月1日から平成25年9月30日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1Gmb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第5条

当社は、平成25年8月1日から平成25年9月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1) 第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

- (1) 第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。
- (2) 契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第6条 当社は、平成25年8月1日から平成25年9月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1	800円
		カテゴリ3のプラン1	500円

(2)当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(3)本附則第5条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(4)本附則第5条(1)の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第7条 平成25年8月1日から平成25年9月30日までに品目の変更(30Mb/s の品目のカテゴリ3から300Mb/s 又は1Gb/s の品目のカテゴリ3への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ3から1Gb/s 品目のカテゴリ3への変更、平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1及びカテゴリ2の品目からカテゴリ3への変更、平成24年10月1日改定約款実施前に定める100Mb/s の品目のカテゴリ3から300Mb/s 又は1Gb/s の品目のカテゴリ3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第8条

(1)当社は、平成25年8月1日から平成25年10月31日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者より可能とします。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの

期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

(2)(1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第2条(1)の適用を受けている期間においては、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(14)欄による定額利用料の減額は適用しません。

(4)継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。

(5)継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(利用サービスの変更に伴う費用の特例措置について)

第9条 平成25年8月1日から平成25年9月30日までに利用サービスの変更(光ネットアクセスサービス契約約款に定める30Mb/sの品目のカテゴリー3から300Mb/s又は1Gb/sの品目のカテゴリー3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款に定める300Mb/s又は1Gb/sの品目のカテゴリー3から1Gb/sの品目のカテゴリー3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款の平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2の品目からカテゴリー3への変更、光ネットアクセスサービス契約約款の平成24年10月1日改定約款実施前に定める100Mb/sの品目のカテゴリー3から300Mb/s又は1Gb/sの品目のカテゴリー3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第10条 契約者は、本附則第2条から本附則第7条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年8月30日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成25年8月30日から平成25年9月30日までに光ネット申込をし、平成25年8月30日以降にカテゴリー3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖

縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)を受けている契約者を除きます。)に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社は、光ネットと同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をした契約者に限り、当社は、この特例措置を適用します。

区分	内容
特例措置	当該契約に対する光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと952円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(1)当社は、特例措置の適用を受けている契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日以降に、KDDI株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)を受けた際には、当社は、その翌日より特例措置の適用を停止します。

(特例措置の適用)

第3条 契約者は、本附則第2条に定める特例措置を受けると同時に当社がこの約款に定める附則(平成25年8月1日実施)第2条に定める光ネット申込に関する特例措置を受けることができます。

第4条 (料金等の支払いに関する経過措置)

この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年10月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成25年10月1日から平成26年1月5日までに光ネット申込をし、平成25年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。

選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。
---------	--

2 平成25年10月1日から平成25年12月1日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をし、平成25年10月1日以降にカテゴリー3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始した契約者に限り、次の特例措置1及び特例措置2を実施します。

ただし、KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者は、特例措置1を受けることができません。

区分	内容
特例措置1	当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと934円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
特例措置2	イ 当該契約と同時に当社が別に定めるコミュファ光安心サポートご利用規定に規定するコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、料金表第1表 料金 第1利用料金 1適用(21)及びコミュファ光安心サポートご利用規定における別記1 料金 1.月額料金 料金の適用の定めに関わらず、当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間におけるコミュファ光安心サポートの月額料金について、無償とします。 ウ 当該契約と同時に当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービスの申込みをし、かつ光電話サービス契約約款に規定する発信者番号表示機能の申込をした場合に限り、光電話サービス契約約款に規定する第38条(利用料金の支払義務)第1項の定めに関わらず、当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における発信者番号表示機能の付加機能利用料について、無償とします。

(1)当社は、特例措置1の適用を受けている契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日以降に、KDDI株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けた際には、当社は、その翌日より特例措置1の適用を停止します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成25年10月1日から平成26年1月5日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成25年10月1日から平成25年12月1日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1Gmb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第5条

当社は、平成25年10月1日から平成26年1月5日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第6条 当社は、平成25年10月1日から平成26年1月5日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1のプラン1	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2のプラン1	800円
		カテゴリー3のプラン1	500円

(1)当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2)本附則第5条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第5条(1)の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第7条 平成25年10月1日から平成26年1月5日までに品目の変更(30Mb/s の品目のカテゴリ-3から300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリ-3への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ-3から 1Gb/s 品目のカテゴリ-3への変更、平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1及びカテゴリ-2の品目からカテゴリ-3への変更、平成24年10月1日改定約款実施前に定める 100Mb/s の品目のカテゴリ-3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリ-3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第8条

当社は、平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間に、平成25年8月1日改正約款の附則第8条(1)に定める継続利用の申出をした契約者については、平成25年8月1日改正約款の附則第8条(1)を次のように読み替え適用します。

- (1)当社は、平成25年10月1日から平成25年10月31日までの間に次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者に対し、申出のあった日の翌料金月から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

(料金等の支払いに関する経過措置)

第9条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年11月1日から実施します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第2条

- (1)当社は、平成25年11月1日から平成26年1月5日までの間に次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者に対し、申出のあった日の翌料金月から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出の日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

(2) (1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第2条(1)の適用を受けている期間においては、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表第1表第1の1(適用)の(14)欄による定額利用料の減額は適用しません。

(4) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。

(5) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の 残余期間が24か 月以上36か月未 満の場合	継続利用期間の残 余期間が12か月 以上24か月未満 の場合	継続利用期間の 残余期間が12か 月未満の場合
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

(6) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年12月2日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成25年12月2日から平成26年1月31日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をし、平成25年12月2日以降にカテゴリー3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始した契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者

(ただし、電気通信サービスを解除した日から92日以上経過している契約者は除きます。)及び光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)に限り、次の特例措置1及び特例措置2を実施します。

ただし、30Mb/s の品目のカテゴリ3の光ネットサービスの提供を開始した契約者、又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者は、特例措置1を受けることができません。

区分	内容
特例措置1	当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと934円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
特例措置2	<p>イ 当該契約と同時に当社が別に定めるコミュファ光安心サポートご利用規定に規定するコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、料金表第1表 料金 第1利用料金 1適用(21)及びコミュファ光安心サポートご利用規定における別記1 料金 1.月額料金 料金の適用の定めに関わらず、当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間におけるコミュファ光安心サポートの月額料金について、無償とします。</p> <p>ウ 当該契約と同時に当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービスの申込みをし、かつ光電話サービス契約約款に規定する発信者番号表示機能の申込をした場合に限り、光電話サービス契約約款に規定する第38条(利用料金の支払義務)第1項の定めに関わらず、当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して12ヶ月後の料金月までの間における発信者番号表示機能の付加機能利用料について、無償とします。</p>

(1)当社は、特例措置1の適用を受けている契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日以降に、KDDI株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けた際には、当社は、その翌日より特例措置1の適用を停止します。

(特定インターネット接続サービスからの加入に伴う特例措置)

第3条

1. 当社は、平成25年12月2日から平成26年1月31日までの間において、KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約(以下本附則において「インターネット接続サービス利用契約」といいます。)を解除(次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものを解除する場合に限り)すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サ

ービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)
又は同一の建物内において新たに当社が提供する光ネットアクセスサービス(プラン1の 30Mb/s の品
目のものに限ります。)の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がその光ネットサービスの提供を
開始した日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下本附則において「減額
対象期間」といいます。)における料金額(プラン1の 30Mb/s の品目のものに限ります。)について、1
の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額
した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

インターネット接続サービスの種類	料金額
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接 続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス	934円
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接 続サービス	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第3種ADSL接 続サービス	

2. 前項に定める取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の
申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知された場合に限
り適用します。

3. 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除
があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了し
ます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の
債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年1月6日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年1月6日から平成26年2月28日までに光ネット申込をし、平成26年1月6日以降にサ
ービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日か
ら解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)の
うち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施し
ます。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り 無償とします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成26年1月6日から平成26年2月28日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下
に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年8月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存

在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成26年1月6日から平成26年2月28日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,743円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1Gmb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第5条

当社は、平成26年2月1日から平成26年2月28日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む 731 日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第6条 当社は、平成26年1月6日から平成26年2月28日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1のプラン1	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2のプラン1	800円
		カテゴリー3のプラン1	500円

(1)当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2)本附則第5条(1)の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第5条(1)の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(品目変更に伴う費用の特例措置について)

第7条 平成26年1月6日から平成26年2月28日までに品目の変更(30Mb/s の品目のカテゴリ-3から300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリ-3への変更、300Mb/s の品目のカテゴリ-3から 1Gb/s 品目のカテゴリ-3への変更、平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1及びカテゴリ-2の品目からカテゴリ-3への変更、平成24年10月1日改定約款実施前に定める 100Mb/s の品目のカテゴリ-3から 300Mb/s 又は 1Gb/s の品目のカテゴリ-3への変更に限ります。)を請求し、当社が承諾した契約者には、手続きに関する料金(変更事務手数料に限ります)から3,000円を減額します。ただし3,000円を減額した後の手続きに関する料金が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第8条

- (1) 当社は、平成26年1月6日から平成26年2月28日までの間に光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者(ただし、申出は光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して23か月を超えて利用している契約者より可能とします。)に対し、申出のあった日の翌料金月(光ネットサービスの利用期間が起算日を含む731日目未満の場合は、光ネットの利用期間が731日目となる日を含む月の翌料金月とします。)から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

- (2) (1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
- (3) 本附則第2条(1)の適用を受けている期間においては、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(14)欄による定額利用料の減額は適用しません。
- (4) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。
- (5) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満	継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満	継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合

	満の場合	の場合	
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

(6)本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第7条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年2月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年2月1日から平成26年3月31日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をし、平成26年2月1日以降にカテゴリー3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始した契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(ただし、電気通信サービスを解除した日から92日以上経過している契約者は除きます。)及び光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)に限り、次の特例措置1及び特例措置2を実施します。

ただし、30Mb/sの品目のカテゴリー3の光ネットサービスの提供を開始した契約者、又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)を受けている契約者は、特例措置1を受けることができません。

区分	内容
特例措置1	当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと934円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

特例措置2	当該契約と同時に当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービスの申込みをし、かつ光電話サービス契約約款に規定する発信者番号表示機能の申込をした場合に限り、光電話サービス契約約款に規定する第38条(利用料金の支払義務)第1項の定めに関わらず、当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して6ヶ月後の料金月までの間における発信者番号表示機能の付加機能利用料について、無償とします。
-------	--

(1) 当社は、特例措置1の適用を受けている契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日以降に、KDDI株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けた際には、当社は、その翌月より特例措置1の適用を停止します。

(特定インターネット接続サービスからの加入に伴う特例措置)

第3条

1. 当社は、平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間において、KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約(以下本附則において「インターネット接続サービス利用契約」といいます。)を解除(次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものを解除する場合に限りです。)すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域を含みます。)又は同一の建物内において新たに当社が提供する光ネットアクセスサービス(プラン1の 30Mb/s の品目のものに限りです。)の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がその光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下本附則において「減額対象期間」といいます。)における料金額(プラン1の 30Mb/s の品目のものに限りです。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

インターネット接続サービスの種類	料金額
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス	934円
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第3種ADSL接続サービス	

2. 前項に定める取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

3. 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年2月24日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年3月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年3月1日から平成26年5月6日までに光ネット申込をし、平成26年3月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成26年3月1日から平成26年5月6日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMB/s の品目のプラン1から利用サービ

スの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第4条

当社は、平成26年3月1日から平成26年5月6日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第5条 当社は、平成26年3月1日から平成26年5月6日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1のプラン1	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-2のプラン1	800円
		カテゴリ-3のプラン1	500円

(1)当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2)本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成23年10月1日改正約款の附則2条に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年4月1日から実施します。ただし、本附則第4条に定める長期定期継続利用に伴う減額措置の減額適用開始は、平成26年8月1日からとします。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 当社は、当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成26年2月1日実施)第2条に定める光ネット申込に関する特例措置について次のとおり読み替えます。

平成26年2月1日から平成26年5月6日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用(以下本則において「定期継続利用」)の申し出をし、平成26年2月1日以降にカテゴリ3におけるプラン1の光ネットサービスの提供を開始した契約者(当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所において光ネット申込をした契約者(ただし、電気通信サービスを解除した日から92日以上経過している契約者は除きます。)及び光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)に限り、次の特例措置1及び特例措置2を実施します。

ただし、30Mb/s の品目のカテゴリ3の光ネットサービスの提供を開始した契約者、又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者は、特例措置1を受けることができません。

区分	内容
特例措置1	当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間における料金額について、1の料金月ごと934円を減額します。ただし、減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
特例措置2	当該契約と同時に当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービスの申込みをし、かつ光電話サービス契約約款に規定する発信者番号表示機能の申込をした場合に限り、光電話サービス契約約款に規定する第38条(利用料金の支払義務)第1項の定めに関わらず、当該契約における光ネットサービスの提供開始日を含む料金月の翌月から起算して6ヶ月後の料金月までの間における発信者番号表示機能の付加機能利用料について、無償とします。

(1) 当社は、特例措置1の適用を受けている契約者について、光ネットサービスの提供を開始した日以降に、KDDI株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通

信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けた際には、当社は、その翌月より特例措置1の適用を停止します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成26年4月1日から平成26年6月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年12月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特定インターネット接続サービスからの加入に伴う特例措置)

第4条

- (1) 当社は、平成26年4月1日から平成26年5月6日までの間において、KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約(以下本附則において「インターネット接続サービス利用契約」といいます。)を解除(次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものを解除する場合に限り)すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに当社が提供する光ネットサービス(プラン1の30Mb/sの品目のもの)の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がその光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下本附則において「減額対象期間」といいます。)における料金額(プラン1の30Mb/sの品目のものに限り)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

インターネット接続サービスの種類	料金額
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス	934円

KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL 接続サービス	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第3種ADSL 接続サービス	

(2) 前項に定める取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

(3) 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(長期継続利用に伴う減額措置)

第5条

(1) 当社は、平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「継続利用」といいます。)の申出を行った契約者に対し、申出のあった日の翌料金月から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

(2) (1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第5条(1)の適用を受けている期間においては、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(14)欄及び(17)による定額利用料の減額は適用しません。

(4) 継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。

(5) 継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、継続利用について申出後かつ継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	継続利用期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用期間の残余期間が12か月未満の場合
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1	12,000円	8,000円	4,000円
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2	24,000円	16,000円	8,000円

(6) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、継続期間の満了前に継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(長期定期継続利用に伴う減額措置)

第6条

- (1) 当社は、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「定期継続利用」といいます。)の申出を行った契約者に対し、申出のあった日の翌料金月から、その料金月の35か月後の料金月までの期間(以下の本附則において「定期継続利用期間」といいます。)における定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下の本附則において同じとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額します。

継続して利用する期間	区別	定額利用料の減額
継続利用の申出のあった日から起算して、その日を含む月の翌料金月から35か月後の料金月の末日まで	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	定額利用料に0.20を乗じて得た額
	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	定額利用料に0.25を乗じて得た額

- (2) (1)の表の左欄に規定する継続利用期間には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。
- (3) 本附則第6条(1)の適用を受けている期間においては、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(14)欄及び(17)欄による定額利用料の減額並びにこの改定約款実施以前の長期継続利用割引に伴う減額阻止は適用しません。
- (4) 当社は、(1)の規定により定期継続利用契約期間が満了した場合は、定期継続利用の申し出をした契約者より申し出がない限り、満了日の翌日に定期継続利用契約期間を更新します。
- (5) 定期継続利用に係る光ネットサービス契約の解除があった場合は、継続利用を廃止します。
- (6) 定期継続利用期間の満了前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、定期継続利用について申出後かつ定期継続利用の開始以前に継続利用に係る光ネットサービス契約の解除又は継続利用の廃止があった場合、又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	定期継続利用期間の 残余期間が24か月以上 36か月未満の場合	定期継続利用期間の 残余期間が12か月以上 24か月未満の場合	定期継続利用期間の 残余期間が12か月 未満の場合
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1	12,000円	8,000円	4,000円
平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2	24,000円	16,000円	8,000円

- (7) 本附則の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。ただし、定期継続期間の満了前に定期継続利用に廃止があった場合には、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第7条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年5月7日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年5月7日から平成26年6月30日までに光ネット申込をし、平成26年5月7日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(特定インターネット接続サービスからの加入に伴う特例措置)

第3条

(1)当社は、平成26年5月7日から平成26年6月30日までの間において、KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定めるインターネット接続サービス利用契約(以下本附則において「インターネット接続サービス利用契約」といいます。)を解除(次表の左欄に定めるインターネット接続サービスに係るものを解除する場合に限りです。)すると同時に、解除前に締結していたインターネット接続サービス利用契約に係る接続回線の終端の設置場所と同一の構内(これに順ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内において新たに当社が提供する光ネットサービス(プラン1の30Mb/sの品目のもの)に限りです。)の申込みがあり当社が承諾したときは、当社がその光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌月から起算して24ヶ月後の料金月までの間(以下本附則において「減額対象期間」といいます。)における料金額(プラン1の30Mb/sの品目のもの)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

インターネット接続サービスの種類	料金額
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第1種ADSL接続サービス又は旧第1種ADSL接続サービス	934円
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第2種ADSL接続サービス	
KDDI株式会社がインターネット接続サービス契約約款に定める第3種ADSL接続サービス	

(2)前項に定める取扱い(以下この附則において「本減額適用」といいます。)は、そのインターネット契約の申込みについて、当社の指定する方法により、契約事務を行うサービス取扱所に通知された場合に限り適用します。

(3)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内にインターネット契約の解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第4条 カテゴリー3の1Gb/sのプラン1の契約者のうち、平成26年1月6日から平成26年2月28日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する

光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込み契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMB/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第5条 当社は、平成26年5月7日から平成26年6月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第6条 当社は、平成26年5月7日から平成26年6月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その

申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1又はプラン2-3	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリ3のプラン1又はプラン2-3	500円

- (1) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。
- (2) 本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。
- (3) 本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第7条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年6月20日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1) 平成26年6月20日から平成26年7月31日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成26年6月20日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、光ネットサービスの提供を開始した日から起算して、その日を含む月の翌料金月から23か月後の料金月の末日まで、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

区分	品目	料金額
----	----	-----

プラン1	300Mb/s	842円
	1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年7月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年7月1日から平成26年8月31日までに光ネット申込をし、平成26年7月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成26年8月1日から平成26年7月31日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

(1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用

が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリ3の 1Gbps の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第4条 当社は、平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1) 第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1) 第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第5条 当社は、平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1又はプラン2-3	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリ3のプラン1又はプラン2-3	500円

(1) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措

置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2)本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第6条 平成26年7月1日から平成26年9月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年3月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第7条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年8月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1)平成26年8月1日から平成26年8月31日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成26年8月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サ

ービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、光ネットサービスの提供を開始した日から起算して、その日を含む月の翌料金月から23か月後の料金月の末日まで、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

区分	品目	料金額
プラン1	300Mb/s	842円
	1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第3条 当社は、平成26年8月1日から平成26年8月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第4条 当社は、平成26年8月1日から平成26年8月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時	起算日から起算	平成24年6月1日改定約款実施前	500円

中断の請求があったとき	日を含む730日目までの期間	に定めるカテゴリ1のプラン1又はプラン2-3	
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリ3のプラン1又はプラン2-3	500円

(1) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2) 本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年9月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年9月1日から平成26年9月30日までに光ネット申込をし、平成26年9月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリ3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成26年9月1日から平成26年9月30日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMB/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第4条 当社は、平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の

(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第5条 当社は、平成26年9月1日から平成26年11月30日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の

(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1又はプラン2-3	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリ3のプラン1又はプラン2-3	500円

(1) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2) 本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年10月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年10月1日から平成26年10月31日までに光ネット申込をし、平成26年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリ3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成26年10月1日から平成26年10月31日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サー

ビス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1Gmb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第4条 平成26年10月1日から平成26年12月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年6月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年11月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成26年11月1日から平成27年1月4日までに光ネット申込をし、平成26年11月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成26年11月1日から平成27年1月4日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMB/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年11月8日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1)平成26年11月8日から平成26年11月30日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成26年11月8日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年12月1日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条 当社は、平成26年12月1日から平成27年2月28日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又

は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第3条 当社は、平成26年12月1日から平成27年2月28日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限りです。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1又はプラン2-3	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリ3のプラン1又はプラン2-3	500円

(1) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2) 本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3) 本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

(光ネット申込に関する特例措置)

第4条

(1) 平成26年12月1日から平成27年1月4日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成26年12月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまで

の額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年1月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成27年1月1日から平成27年3月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年9月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り、)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年1月5日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成27年1月5日から平成27年3月1日までに光ネット申込をし、平成27年1月5日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第3条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成27年1月5日から平成27年3月31日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

第4条

(1) 平成27年1月5日から平成27年2月1日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年1月5日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKD

DI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年2月2日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1)平成27年2月2日から平成27年3月1日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年2月2日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年3月1日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条 当社は、平成27年3月1日から平成27年5月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の

(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第3条 当社は、平成27年3月1日から平成27年5月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の

(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限り、以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1のプラン1又はプラン2-3	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリー3のプラン1又はプラン2-3	500円

(1)当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措

置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。

(2)本附則第4条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。

(3)本附則第4条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年3月2日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成27年3月2日から平成27年5月6日までに光ネット申込をし、平成27年3月2日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

第3条

(1)平成27年3月2日から平成27年5月6日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年3月2日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他

の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年4月1日から実施します。

(光電話及び光テレビ同時契約に関する特例措置)

第2条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成27年4月1日から平成27年5月6日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

- (1) カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (2) 光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (3) 光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (4) 光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。
- (5) 光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成27年4月1日から平成27年5月6日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年11月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (2) 平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン

2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ-1及びカテゴリ-2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年5月7日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成27年5月7日から平成27年6月30日までに光ネット申込をし、平成27年5月7日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

第3条

(1)平成27年5月7日から平成27年6月30日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年3月2日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
----	-----

300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成27年5月7日から平成27年6月30日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

(1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第5条 平成27年5月7日から平成27年6月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年12月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべ

てについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年6月1日から実施します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第2条 当社は、平成27年6月1日から平成27年8月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める基準を満たした契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合、次の特例措置を実施します。

(1)第10章 第35条(利用料金の支払義務)の2の(1)を次のとおり読み替えます。

(1)第17条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第25条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第28条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第32条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大24料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2)契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第2条(1)に規定する特例措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用しません。

(光電話サービス契約者からの契約者回線の一時中断に伴う減額措置)

第3条 当社は、平成27年6月1日から平成27年8月31日までの間に料金表 第1表第1の1(適用)の(1)欄に規定するプラン1を契約し、光ネットサービスの利用期間が光ネットサービスの提供を開始した日を起算日として起算日を含む731日目を超え、かつ当社が別に定める光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結している契約者から第17条(契約者回線等の利用の一時中断)に規定する契約者回線の一時中断の請求があった場合で当社が別に定める基準を満たした場合に限り、その申出のあった日を起算日として次表に規定する期間において定額利用料(基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。)を同表の右欄に規定する額を適用します。

区分	期間	区別	定額利用料
契約者の一時中断の請求があったとき	起算日から起算日を含む730日目までの期間	平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ1のプラン1又はプラン2-3	500円
		平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリ2のプラン1又はプラン2-3	800円
		カテゴリ3のプラン1又はプラン2-3	500円

- (1) 当社は、契約者から契約者回線の一時中断の請求を受け、本附則第5条(1)の表に規定する減額措置を適用するとき、第1表第2の2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。
- (2) 本附則第3条の表に規定する期間には契約者回線の一時中断があった期間を含みます。
- (3) 本附則第3条の表に規定する減額措置の適用を受けている期間においては、料金表 第1表第1の1(適用)の(22)欄による定期継続利用契約期間に係る料金の適用、平成24年6月1日改定約款実施前に定める料金表 第1表第1の1(適用)の(17)欄による定額利用料の減額及び平成24年4月1日以前の改訂約款の附則に定める長期継続利用に伴う減額措置を適用しません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年7月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成27年7月1日から平成27年9月30日までに光ネット申込をし、平成27年7月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

第3条

- (1) 平成27年7月1日から平成27年8月31日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年7月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまで

の額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

第4条 カテゴリー3の 1Gb/s のプラン1の契約者のうち、平成27年7月1日から平成27年9月30日までに当社が別に定める光電話サービス契約約款に規定する光電話サービス(以下本附則において「光電話サービス」といいます。)及び光テレビ伝送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ伝送サービス」といいます。)及び光テレビ放送サービス契約約款に規定する光テレビ放送サービス(以下本附則において「光テレビ放送サービス」といいます。)を申込みした契約者に対し、光電話サービスの月額基本料及び光テレビ伝送サービス利用料及び光テレビ放送サービス利用料の適用が開始した日より、次表の右欄の定額利用料へ減額します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	品目	区分	定額利用料 (1契約者回線ごとに月額)
カテゴリー3	1Gb/s	プラン1	4,742円

(1)カテゴリー3の 1Gb/s の品目のプラン1以外の品目等へ変更の申し出があった場合は、品目等の変更した日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(2)光電話サービス契約の解除の申し出があった場合は、光電話サービスの月額基本料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(3)光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ伝送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(4)光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合は、光テレビ放送サービス利用料の適用が解除となった日より本則に定める特例措置の適用を解除します。

(5)光ネットアクセスサービス契約約款に定めるカテゴリー3の 1GMb/s の品目のプラン1から利用サービスの変更の申し出があった場合は、利用サービス等の変更した日より本則に定める特例措置の適用をします。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第5条 平成27年7月1日から平成27年9月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成28年3月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- (2)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- (4)カテゴリー3に係る移転に伴う変更事務手数料(品目等の変更に係る手数料)について、3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の手数料が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年9月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

- (1)平成27年9月1日から平成27年9月30日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年9月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラーよりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	842円
1Gb/s	919円

- (2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第1条 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1)平成27年10月1日から平成27年11月30日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年10月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	542円
1Gb/s	1,019円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(複合利用割引の適用)

第3条

本改正約款の料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用(24)に規定する複合利用割引は、平成27年10月1日以降より、料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用(24)イに定める条件を満たす契約者に対し、アに定める割引を適用します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第4条 平成27年10月1日から平成27年11月30日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成28年5月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン1及びプラン

2-3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)平成24年6月1日改定約款実施前に定めるカテゴリー1及びカテゴリー2におけるプラン2-1及びプラン2-2に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,000円を減額します。ただし、18,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(4)カテゴリー3に係る移転に伴う変更事務手数料(品目等の変更に係る手数料)について、3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の手数料が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第5条 平成27年10月1日から平成27年12月31日までに光ネット申込をし、平成27年10月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。
選択特例措置2	当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年12月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1)平成27年12月1日から平成28年2月29日までに光ネット申込と同時に(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成27年12月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けて

いる契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	542円
1Gb/s	1,019円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

第3条 平成27年12月1日から平成27年12月31日までに契約者回線の移転を申し出た契約者には以下に定める特例措置を実施します。ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

(1)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費のすべてについて契約者が支払いを要する場合に限り)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2)カテゴリー3に係る移転に伴う工事費(移転元の契約者回線等の廃止に係る工事費)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から10,000円を減額します。ただし、10,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(3)カテゴリー3に係る移転に伴う変更事務手数料(品目等の変更に係る手数料)について、3,000円を減額します。ただし、3,000円を減額した後の手数料が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年1月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成28年1月1日から平成28年3月31日までに光ネット申込をし、平成28年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者(光ネット申込した時点において当社がサービスの提供を開始した日から解約を希望する日までの利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。)のうち、当社が別に定めるコミュファ光安心サポートの申込みをした場合に限り、次の特例措置を実施します。

ただし、当社が別に定める場合は、契約者はこの特例措置を受けることはできません。

区分	内容
選択特例措置1	特例措置はありません。

選択特例措置2

当社が別に定める特例措置セットアップサービスを1回の提供に限り無償とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年3月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条

(1)平成28年3月1日から平成28年4月30日までに光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成28年3月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社よりKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)又はKDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定サービスに関わる契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s	542円
1Gb/s	1,019円

(2)当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(確定債務への減額措置の適用)

第3条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本附則第2条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款実施前に、改正前の約款の規定により契約者回線の移転を申し出た契約者(住居が集合住宅の契約者に限ります。)への契約者回線の移転及び同一住所での建物建替えの場合の工事費の減額適用については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年5月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成28年5月1日から平成28年6月30日までに光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成28年5月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s (プラン1に係るものに限ります。)	542円
1Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)	1,019円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(確定債務への減額措置の適用)

第3条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本附則第2条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年7月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 平成28年7月1日から平成28年7月31日までに光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(22)定期継続利用契約期間に係る料金の適用(ステップ割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成28年7月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s (プラン1に係るものに限りです。)	542円
1Gb/s (プラン1に係るものに限りです。)	1,019円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
(確定債務への減額措置の適用)

第3条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本附則第2条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

(経過措置)

第6条 この改正約款実施前に、改正前の約款の規定により契約者回線の移転を申し出た契約者への契約者回線の移転及び同一住所での建物建替えの場合の工事費の減額適用については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年8月1日から実施します。

(カテゴリ3の種別に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施の際限に、光ネットサービスのカテゴリ3の適用を受けている契約者は、この

改正規定実施の日において、次表の適用を受けているものとみなします。

区別	種別
カテゴリ-3	タイプ1

(定期継続利用契約期間に係る料金の適用に関する経過措置)

第3条 この改正規定実施の際限に、定期継続利用契約期間に係る料金の適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用を受けているものとみなします。

(複合利用割引の適用に関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際限に、複合利用割引の適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、複合利用割引Ⅰの適用を受けているものとみなします。

(光ネット申込に関する特例措置)

第5条 平成28年8月1日から平成29年6月2日までに光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期継続利用の申し出をし、平成28年8月1日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(auスマートバリュー)を受けている契約者及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s (プラン1に係るものに限ります。)	400円
1Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)	950円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(確定債務への減額措置の適用)

第6条 この改正約款実施の際現に支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第7条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光ネットサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置の適用)

第8条 契約者は、本附則第5条に定める特例措置及び減額措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年8月15日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年10月1日から実施します。

(その他)

第2条 平成28年8月1日から実施の附則第5条中「平成28年8月1日から平成28年9月30日までに」を「平成28年8月1日から平成28年11月30日までに」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年12月1日から実施します。

(その他)

第2条 平成28年8月1日から実施の附則第5条中「平成28年8月1日から平成28年11月30日までに」を「平成28年8月1日から平成28年12月31日までに」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年1月1日から実施します。

(その他)

第2条 平成28年8月1日から実施の附則第5条中「平成28年8月1日から平成28年12月31日までに」を「平成28年8月1日から平成29年3月31日までに」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年4月1日から実施します。

(その他)

第2条 平成28年8月1日から実施の附則第5条中「平成28年8月1日から平成28年12月31日までに」を「平成28年8月1日から平成29年6月30日までに」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年4月27日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年6月3日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置Ⅰ)

第2条 この改正約款実施の日から平成29年6月30日までに光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)

第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期

継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者（KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款若しくはau（WIN）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（au スマートバリュー）を受けている契約者（当社が別に定める者に限ります。）及び当社が別に定める場合を除きます。）について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より24ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s （プラン1に係るものに限りませす。）	400円
1Gb/s （プラン1に係るものに限りませす。）	950円

- 2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
（光ネット申込に関する特例措置Ⅱ）

第3条 この改正約款実施の日から平成29年8月31日までに光ネット申込と同時に料金表第1表（料金）第1（利用料金）1（適用）(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用（長トク割）に定める定期継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者（KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款若しくはau（WIN）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（au スマートバリュー）を受けている契約者（当社が別に定める者に限ります。）及び当社が別に定める場合を除きます。）について、1の料金月ごとに次表の右欄に定める料金額を光ネットご利用開始日の翌暦月より12ヶ月間減額します。ただし、次表の右欄に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

品目	料金額
300Mb/s （プラン1に係るものに限りませす。）	1,070円
1Gb/s （プラン1に係るものに限りませす。）	1,620円

- 2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。
（その他）

第4条 平成28年8月1日から実施の附則第5条中「平成28年8月1日から平成29年6月30日までに」を「平成28年8月1日から平成29年6月2日までに」に改めます。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成29年6月10日から実施します。

（料金の適用に関する特例措置）

第2条 平成29年6月3日から実施の附則第3条（光ネット申込に関する特例措置Ⅱ）の適用を受けている契約者について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を

減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

区分	料金額	
	300Mb/s (プラン1に係るものに限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月から24ヶ月までの各料金月	505円	620円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して25ヶ月後の料金月から60ヶ月までの各料金月	253円	340円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して61ヶ月後の料金月から96ヶ月までの各料金月	101円	173円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して97ヶ月後の料金月超の各料金月	—	60円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 平成29年6月3日から実施の附則第3条中「この改正約款実施の日から平成29年6月30日」を「この改正約款実施の日から平成29年8月31日」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年9月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から平成30年3月31日までの間に、光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

区分	料金額	
	300Mb/s (プラン1に係るものに限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)

光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,070円	1,620円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月から24ヶ月までの各料金月	505円	620円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して25ヶ月後の料金月から60ヶ月までの各料金月	253円	340円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して61ヶ月後の料金月から96ヶ月までの各料金月	101円	173円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して97ヶ月後の料金月超の各料金月	—	60円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年1月17日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年4月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から平成30年6月30日までの間に、光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額しません。

区分	料金額	
	300Mb/s (プラン1に係るものに限り ます。)	1Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)

光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,060円	1,610円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月から24ヶ月までの各料金月	505円	610円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して25ヶ月後の料金月から60ヶ月までの各料金月	253円	330円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して61ヶ月後の料金月から96ヶ月までの各料金月	101円	163円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して97ヶ月後の料金月超の各料金月	—	50円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 平成29年9月1日から実施の附則第3条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正約款実施の日から平成30年3月31日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年7月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から平成30年11月14日までの間に、光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

区分	料金額	
	300Mb/s (プラン1に係るものに限り ます。)	1Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月	1,060円	1,610円

月までの各料金月		
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月から24ヶ月までの各料金月	410円	610円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して25ヶ月後の料金月から60ヶ月までの各料金月	158円	330円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して61ヶ月後の料金月から96ヶ月までの各料金月	6円	163円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して97ヶ月後の料金月超の各料金月	—	50円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 平成30年4月1日から実施の附則第3条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正約款実施の日から平成30年6月30日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年11月15日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表の左欄に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額	
		300Mb/s (プラン1に係るものに 限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るもの に限ります。)
愛	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の	1,060円	1,610円

知 県 ・ 岐 阜 県 ・ 三 重 県 ・ 静 岡 県	翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月		
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月から24ヶ月までの各料金月	410円	610円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して25ヶ月後の料金月から60ヶ月までの各料金月	158円	330円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して61ヶ月後の料金月から96ヶ月までの各料金月	6円	163円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して97ヶ月後の料金月超の各料金月	—	50円
長 野 県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,010円	1,101円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月から24ヶ月までの各料金月	410円	601円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して25ヶ月後の料金月から60ヶ月までの各料金月	135円	321円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して61ヶ月後の料金月から96ヶ月までの各料金月	—	154円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して97ヶ月後の料金月超の各料金月	—	41円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 平成30年7月1日から実施の附則第3条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正約款実施の日から平成30年11月14日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年12月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から平成31年3月31日までの間に、光ネット申込と同時に料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)に定める定期継続利用の申し出をし、この改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款

若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)
ア 光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から2019年3月末日までの各料金月	2,060円	2,400円
イ 光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月(但し、本表アに定める期間は除く)	2,060円	1,610円
ウ 光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月超の各料金月	610円	610円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年12月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から平成31年3月31日までの間に、光ネット申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額	
		300Mb/s (プラン1に係るものに 限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るものに 限ります。)
愛知県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,060円	1,610円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の	400円	601円

・ 岐 阜 県 ・ 三 重 県 ・ 静 岡 県	翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月超の各料金月		
長 野 県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,010円	1,101円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月超の各料金月	400円	601円

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,060円	1,610円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月後の料金月超の各料金月	610円	610円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成31年4月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット(タイプ3に限ります。以下本条において同じとします。)申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。た

だし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額	
		300Mb/s (プラン1に係るものに に限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るもの に限ります。)
愛知県 ・ 岐阜県 ・ 三重県 ・ 静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,060 円	1,610 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	400 円	601 円
長野県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,010 円	1,101 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	400 円	601 円

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,060 円	1,610 円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	610 円	610 円

- 2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 平成30年12月1日から実施の附則第2条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正約款実施の日から平成31年3月31日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和元年7月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット(タイプ3に限ります。以下本条において同じとします。)申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額	
		300Mb/s (プラン1に係るものに 限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るもの に限ります。)
愛知県 ・ 岐阜県 ・ 三重県 ・ 静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,060 円	1,610 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	400 円	601 円
長野県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,010 円	1,101 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	400 円	601 円

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,060 円	1,610 円

光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	610 円	610 円
---	-------	-------

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 平成31年4月1日から実施の附則第2条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正約款実施の日から令和元年6月30日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和元年10月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット(タイプ3に限ります。以下本条において同じとします。)申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額	
		300Mb/s (プラン1に係るものに 限ります。)	1Gb/s (プラン1に係るもの に限ります。)
愛知県 ・ 岐阜県 ・ 三重県 ・ 静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,060 円	1,610 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	400 円	601 円

長野県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,010 円	1,101 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	400 円	601 円

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,060 円	1,610 円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	610 円	610 円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 令和元年7月1日から実施の附則第2条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日まで」の間に「この改正約款実施の日から令和元年9月30日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和元年12月5日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和2年1月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット(タイプ3に限ります。以下本条において同じとします。)申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額
-------	----	-----

		1Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)
愛知県・岐阜県・ 三重県・静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,601 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	601 円
長野県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,101 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	601 円

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限ります。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,051 円	1,610 円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	610 円	610 円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 令和元年10月1日から実施の附則第2条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正約款実施の日から令和元年12月31日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和2年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、令和2年4月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット(タイプ3に限ります。以下本条において同じとします。)申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供

を開始する契約者（KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau（LTE）通信サービス契約約款若しくはau（WIN）通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（au スマートバリュー）を受けている契約者（当社が別に定める者に限ります。）及び当社が別に定める場合を除きます。）について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額
		1Gb/s (プラン1に係るものに限りま す。)
愛知県・岐阜県・ 三重県・静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,620 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	620 円
長野県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	1,120 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	620 円

区分	料金額	
	5Gb/s (プラン1に係るものに限り ます。)	10Gb/s (プラン1に係るものに限りま す。)
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,070 円	1,420 円
光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	570 円	420 円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

(その他)

第3条 令和2年1月1日から実施の附則第2条中「この改正約款実施の日から当社が別に定める日まで」の間に「この改正約款実施の日から令和2年3月31日までの間に」に改めます。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2020年7月1日から実施します。

(光ネット申込に関する特例措置)

第2条 この改正約款実施の日から当社が別に定める日までの間に、光ネット(タイプ3に限ります。以下本条において同じとします。)申込とこの改正約款実施の日以降に次表に定める品目の光ネットの提供を開始する契約者(KDDI株式会社若しくは沖縄セルラー電話株式会社のau(LTE)通信サービス契約約款若しくはau(WIN)通信サービス契約約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(au スマートバリュー)を受けている契約者(当社が別に定める者に限ります。)及び当社が別に定める場合を除きます。)について、1の料金月ごとに次表に定める料金額を減額します。ただし、次表に定める料金額を減額した後の料金額が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

提供エリア	区分	料金額	
		1Gb/s (プラン2—3に係るものに限ります。)	
愛知県・岐阜県・三重県・静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して12ヶ月までの各料金月	2,350 円	
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	1,350 円	

提供エリア	区分	料金額	
		5Gb/s (プラン2—3に係るものに限ります。)	10Gb/s (プラン2—3に係るものに限ります。)
愛知県・岐阜県・三重県・静岡県	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から12ヶ月までの各料金月	2,070 円	1,420 円
	光ネットの提供を開始した日を含む料金月の翌暦月から起算して13ヶ月超の各料金月	570 円	420 円

2 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、減額対象期間内に光ネットの契約解除があった場合には、第1項の規定にかかわらず、契約の解除があった日をもって、本減額適用を終了します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2021年1月8日から実施します。